

令和6年度
埼玉県の血液事業



令和6年度献血推進ポスターコンクール 埼玉県知事賞最優秀賞受賞作品

令和7年10月
彩の国  埼玉県

はじめに

埼玉県血液事業は、昭和 39 年に献血制度が発足して以来、県民の皆様の深い御理解と積極的な御協力に支えられ、これまで順調に進展してまいりました。

令和 6 年度は、243,263 人の方々に献血の御協力をいただき、献血者は、前年度に比べ 1,772 人増加しました。また、関東甲信越ブロック血液センター管内 1 都 9 県で調整することにより、医療機関には、血液製剤を安定的に供給することができました。

しかし、近年、全国的に少子高齢社会が進む中、献血可能年齢である 16 歳から 69 歳の人口も減少を続け、特に 10 代から 30 代の若年層の献血者は減少傾向にあります。

輸血用の血液は人工的につくることができず、また、長期間保存することもできません。そのため、輸血に必要な血液を常に確保するためには、絶えず新たな血液が必要となります。今後の血液事業は、若い年代の皆様継続的な御協力をいただかなければ成り立っていかないと考えております。

こうした状況から、県では若年層の献血者を確保するため、埼玉県赤十字血液センターと連携し、学生ボランティア、プロスポーツチームやタレント等の御協力を得て若者を対象としたイベントやキャンペーン、中学生を対象とした「献血推進ポスターコンクール」、高校生を対象とした「高校生献血カード」、小・中・高等学校等を対象とした「血液に関する出前講座」を開催するなど、若い年代の方々に対し様々な啓発事業を積極的に展開しています。

なかでも、県教育委員会をはじめ関係機関と連携して、高等学校における校内献血の推進に力を入れ

ており、高校生献血者数は、令和 6 年度は東京都に次いで全国第 2 位という結果になっております。

今後も若年層献血の推進を重点に、より効果的な広報啓発活動を行うとともに血液製剤の適正使用などを推進し血液事業を進めてまいります。

血液事業の最終目標は、献血によりすべての血液製剤を国内自給し、安心・安全な血液製剤を安定的に医療機関に供給することにあります。

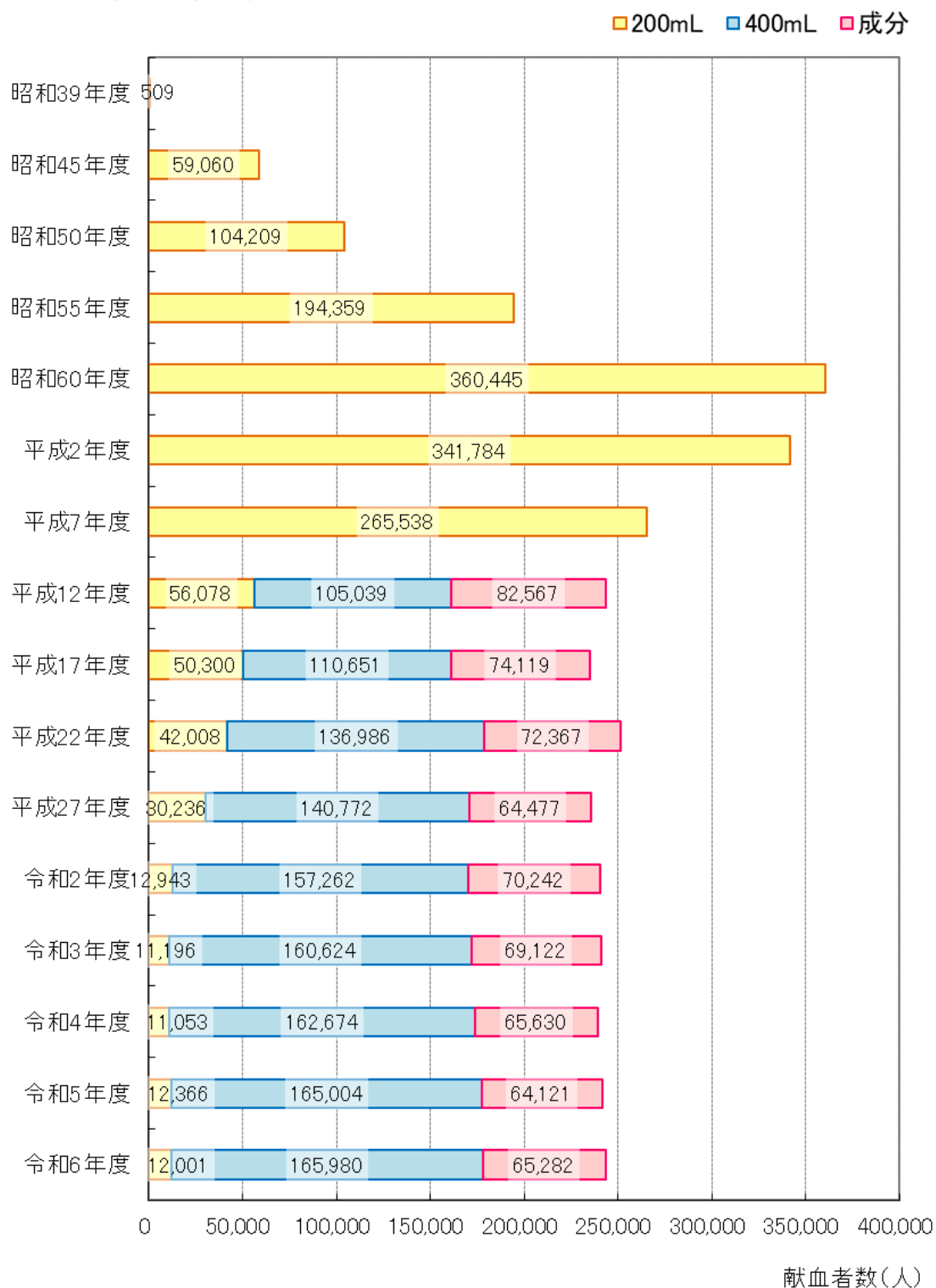
関係各位におかれましては、血液事業の重要性を御理解いただき、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 1 0 月

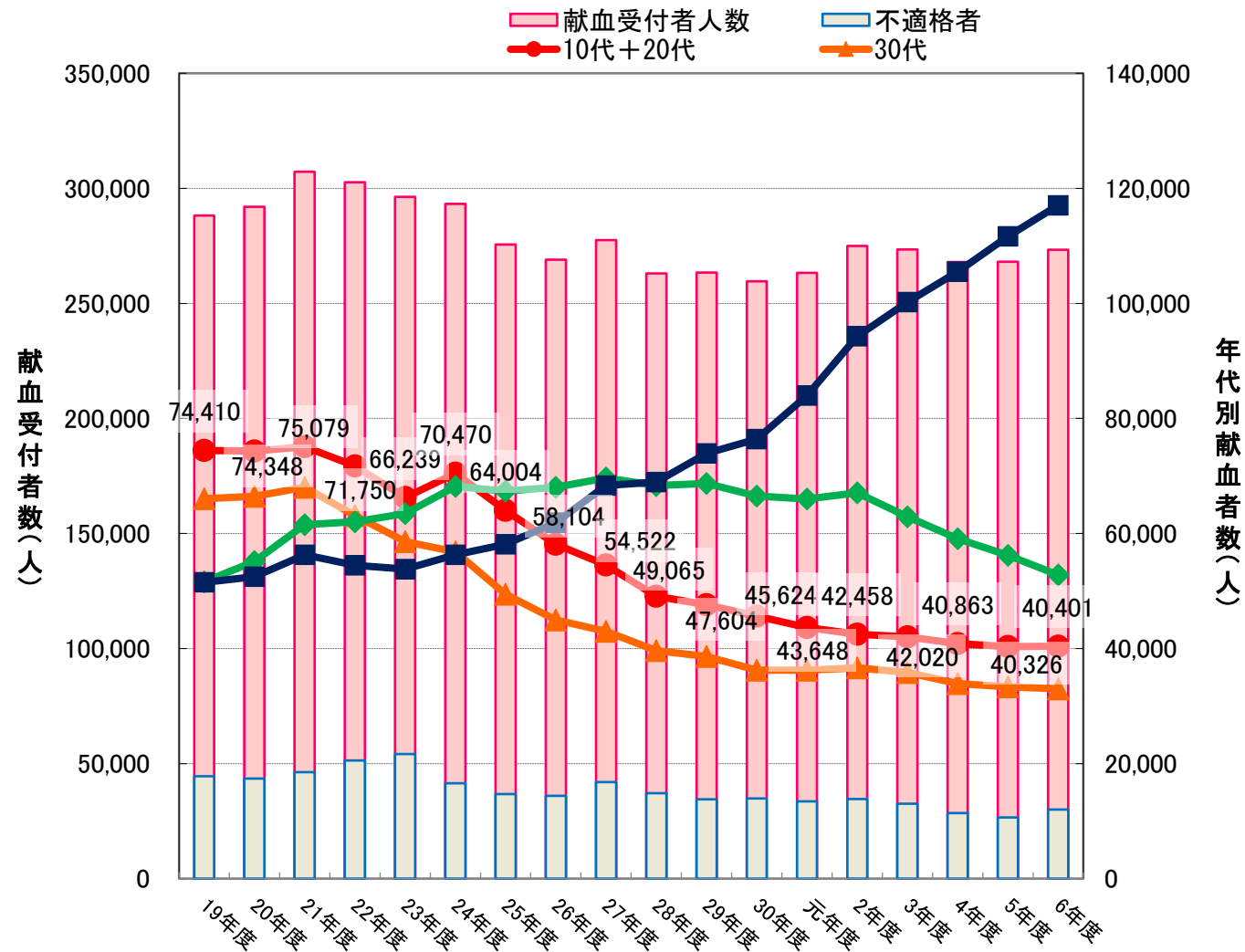
埼玉県保健医療部薬務課長
芝 和俊

巻頭特集

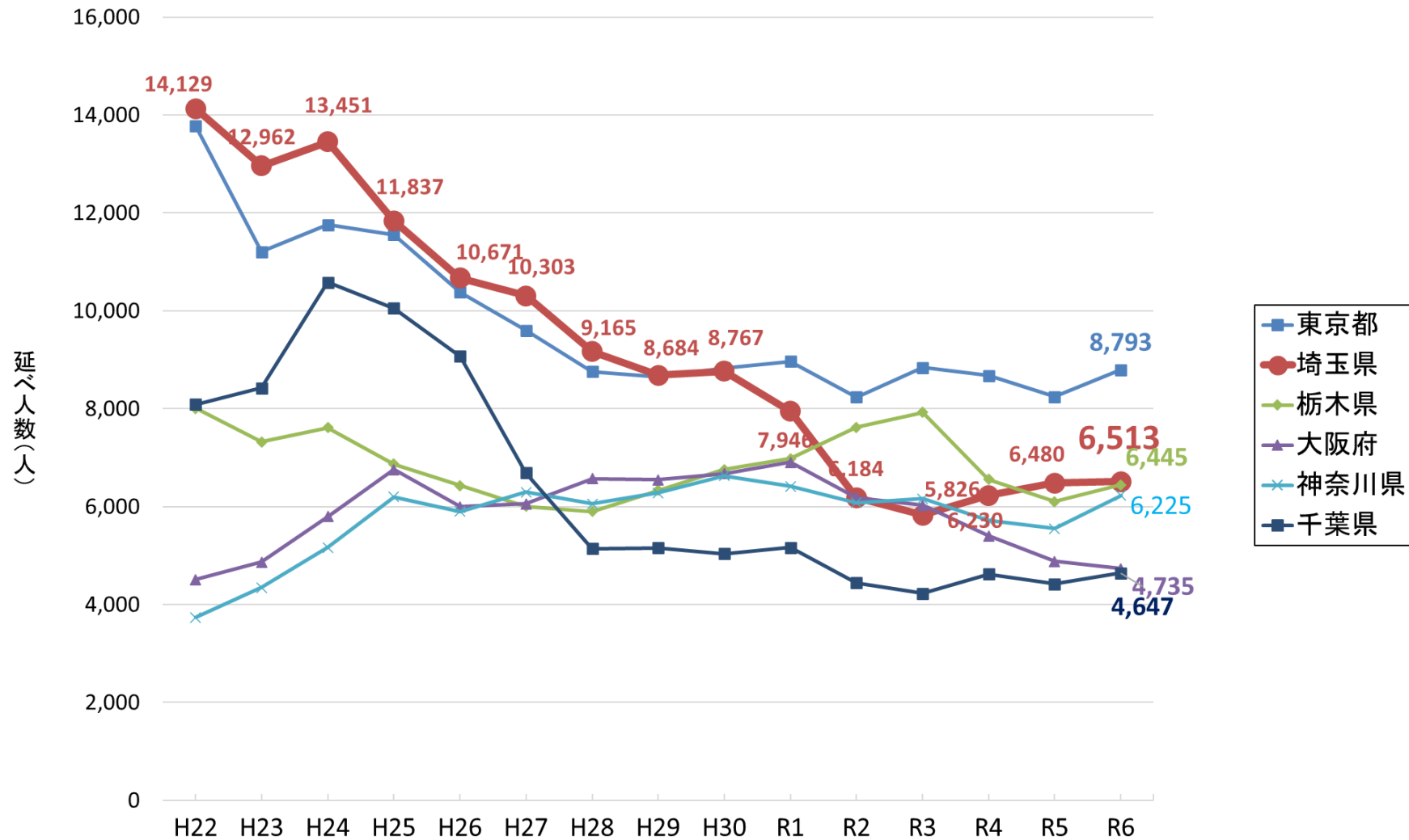
埼玉県年度別献血者数



埼玉県献血者数の推移(年代別)



埼玉県の高中生献血者数の推移及び他都府県比較



出典：日本赤十字社「令和6年度血液事業年度報」

目次

1	血液事業のあゆみ	1
2	令和6年度血液事業の概要	6
(1)	献血計画	6
(2)	献血推進事業	6
ア	献血の普及啓発活動	6
イ	若年層献血の推進	7
ウ	献血受入体制の充実と安定供給の確保	10
エ	献血組織の充実及びその他重要事項の実施状況	11
3	献血の状況	12
(1)	献血者数等の推移	12
(2)	埼玉県と全国の献血者数の推移	13
(3)	都道府県別献血区分ごとの献血申込者数	14
(4)	都道府県別献血区分ごとの献血者数	15
(5)	都道府県別献血区分ごとの献血量（推計値）	16
(6)	月別の献血者数の推移	17
(7)	年代別の献血者数の推移	18
(8)	受入施設別の献血者数の推移	19
ア	構成比率	19
イ	受入施設別献血者数	19
ウ	献血ルーム別献血者数の推移	20
(9)	献血できなかった方々の状況	21
	献血できなかった方々の人数の推移	21
(10)	高校生の献血状況	22
ア	高校生献血者数の推移（県内の献血ルームと移動採血車による献血者数の合計）	22
イ	高校内献血実施状況	22
(11)	市町村別献血者数	23
4	血液製剤の製造及び供給状況	26
(1)	血液製剤の製造状況	26
ア	献血血液の検査	26
イ	血液検査不合格数の推移	26
(2)	埼玉県内の献血された血液の動向	27
(3)	血液製剤の供給状況	28
ア	血液製剤種類別供給数	28
イ	血液成分製剤供給数の推移	29
資 料		30
献血の種類と血液製剤		31
献血基準と献血の間隔		32
検査成績のお知らせ		33
生化学検査		33

血球計数検査.....	33
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	34
令和 7 年度埼玉県献血推進計画	42
令和 7 年度市町村献血受付者目標人数	47
埼玉県献血推進対策要綱.....	50
埼玉県献血推進協議会要綱.....	52
県内の献血ルーム.....	54
県内献血ルームの地図.....	55

巻頭特集

埼玉県の年度別献血者数.....	i
埼玉県の年代別献血者数の推移.....	ii
埼玉県の高校生献血者数の推移及び他都府県比較.....	iii

1 血液事業のあゆみ

我が国の血液事業は、戦後間もなく、民間、日本赤十字社及び公立の血液銀行により始められました。しかし、その大部分は売血に依存したものであったため、輸血用血液の品質低下や輸血後肝炎の発症などの弊害が増加し、大きな社会問題となりました。

昭和 39 年に「献血の推進について」の閣議決定がなされ、国、地方公共団体及び日本赤十字社の三者が一体となって献血の推進に努めることになりました。

献血の推進について

昭和 39 年 8 月 21 日
閣議決定

政府は、血液事業の現状にかんがみ可及的速やかに保存血液を献血により確保する体制を確立するため、国及び地方公共団体による献血思想の普及と献血の組織化を図るとともに、日本赤十字社または地方公共団体による献血受入れ体制の整備を推進するものとする。

以降の血液事業に関する主な動きは、次のとおりです。

年月	国の動き	埼玉県内の動き
昭和 31 年 6 月	採血及び供血あっせん業取締法を公布・施行 (25 日)	
昭和 39 年 8 月	「献血の推進について」が閣議決定 (21 日)	
昭和 39 年 12 月		埼玉県献血推進協議会を設置 (1 日)
昭和 40 年 2 月		埼玉県赤十字血液センターを旧大宮市に設置
昭和 44 年	民間商業血液銀行が売血による 輸血用保存血液の製造を中止	
昭和 49 年	民間商業血液銀行が預血制度を廃止し、輸血用血液(全血製剤及び血液成分製剤)の 献血による自給を達成	
昭和 51 年 11 月		埼玉県赤十字血液センターを伊奈町に移転
昭和 57 年	献血手帳の「供給記録欄」を削除 これにより、献血手帳の有無にかかわらず、誰でも安心して輸血が受けられるという真の献血制度へ	
昭和 58 年 7 月		熊谷赤十字血液センターを熊谷市に設置
昭和 59 年 3 月		大宮駅西口献血ルームを開設
昭和 60 年	成分輸血療法の普及に伴い、血漿製剤や血漿分画製剤の需要が大幅に増加 特にアルブミン製剤の使用量が増加し、90%以上を海外に依存していたため、国際的な批判を受け社会問題に問題に対処するため、「血液事業検討委員会」が、血液事業をめぐる対策についての報告書を取りまとめ	

昭和61年	国は提言を踏まえ、国内で必要とする血液製剤を献血で確保する体制をめざすとともに、血液製剤の安全性の向上を図るため、 成分献血及び400mL 献血を導入	
昭和61年4月		埼玉県献血推進対策要綱を施行
昭和61年5月		所沢西武献血ルームを開設
昭和62年7月		第23回献血運動推進全国大会を埼玉県（浦和市文化センター）で開催
昭和63年4月		越谷サンシティ献血ルームを開設
平成元年	新血液事業推進検討委員会が、すべての血液製剤を原則として、国内献血で自給することなどを基本方針とする第一次報告書を取りまとめ	
平成2年	新血液事業推進検討委員会が、新しい採血基準や今後の血液事業の方向性を示した第二次報告書を取りまとめ	
平成3年	血液比重、血圧などの採血基準を緩和し、献血者の対象を拡大	
平成4年5月		大宮駅東口献血ルームと川越献血ルームを開設
平成5年10月		埼玉県の中核センターとして新しい埼玉県赤十字血液センターを日高市に設置 旧・埼玉県赤十字血液センターは埼玉県伊奈赤十字血液センターに、熊谷赤十字血液センターは、埼玉県熊谷赤十字血液センターに名称変更
平成6年	血液凝固因子製剤について、特殊な製剤を除いて国内自給を達成	
平成7年	血液問題検討会で「輸血用血液製剤の安全性に関する報告書」を取りまとめ 輸血用血液製剤の安全性のさらなる確保のための対策が推進されることに 問診票を全国統一のものとし、問診内容を強化	
平成8年10月		鴻巣献血ルームを埼玉県運転免許センター内に開設
平成9年	厚生省に設置した「血液行政の在り方に関する懇談会」が、血液事業の推進策等について報告書を取りまとめ	
平成11年	採血基準を一部改正、 献血可能年齢を69歳までに引き上げ	
平成12年	中央薬事審議会・制度改正特別部会が、安全な血液製剤の供給を図るため「血液事業法案（仮称）」の骨格を検討し、報告書を取りまとめ	
平成12年4月		川越献血ルームを移転し、川越献血ルームポケットを開設
平成12年8月		熊谷駅献血ルームを開設

平成13年4月		所沢西武献血ルームを移転し、所沢献血ルームを開設
平成13年7月		大宮駅西口、東口献血ルームを統合し、大宮駅献血ルームを開設
平成14年7月	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律を公布 (31日)	
平成15年7月	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律を施行 (31日)	
平成16年7月	薬事・食品衛生審議会血液事業部会が「輸血医療の安全性確保のための総合対策」の報告書を取りまとめ	
平成17年	国内において変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD) が発生	
平成17年4月	全国的な献血者の減少を防ぐため、国が献血推進本部を設置	
平成17年6月	昭和55年から平成8年の間に1日以上英国滞在歴を有する者等からの採血を見合わせ	
平成18年4月		組織変更のため、埼玉県伊奈赤十字血液センターは埼玉県赤十字血液センター伊奈出張所に、埼玉県熊谷赤十字血液センターは埼玉県赤十字血液センター熊谷出張所に名称変更
平成18年5月		川口駅献血ルームを開設
平成18年10月	携帯メールクラブの全国化 献血受付時の本人確認の厳格化のため、献血カードを導入 採血によって献血者等の健康が害された場合の措置を開始	
平成19年7月		大宮駅献血ルームを移転
平成20年	血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的方針を改正し、今後5年間の血液事業の方向性を提示	
平成20年9月		越谷サンシティ献血ルームを移転し、 越谷レイクタウン献血ルームを開設
平成21年3月	糖尿病関連検査グリコアルブミン検査を開始	
平成21年12月		所沢献血ルームを朝日生命所沢ビル5階からプロペ通りに移転し、新装開設
平成22年1月	昭和55年～平成8年英国滞在歴の献血制限を見直し(27日) 「1日以上」(1泊以上) →「通算1か月以上」(31泊以上)	
平成22年9月	薬事・食品衛生審議会のもと、献血推進調査会を設置	
平成22年10月		大宮駅西口に大宮献血ルームウエストを開設

平成22年11月	献血推進調査会で、新たな中期目標「献血推進2014」を策定	
平成23年	採血基準を一部改正 ※ 男性に限り400mL献血が可能な年齢の下限を18歳から17歳に引き下げるとともに、男性に限り血小板成分献血が可能な年齢の上限を54歳から69歳に引き上げ また、採血基準から血液比重の項目を削除	
平成23年3月		東日本大震災で大宮駅献血ルームが被災し、7月まで休業
平成23年10月		川越献血ルームを木村屋ビル3階から川越モディ4階に移転し、新装開設
平成24年4月	広域事業運営体制を開始	本県を含む北関東信越6県で献血された血液の検査と製剤化を、関東甲信越ブロック血液センター埼玉製造所（東松山市、日本赤十字社直轄）に集約化 埼玉県赤十字血液センター伊奈出張所を埼玉県赤十字血液センター伊奈事業所に名称変更
平成24年8月	献血血液の検査基準を変更 ※ 「HBc抗体1.0以上12.0未満かつHBs抗体200mIU/mL未満」の献血者に対する献血制限の実施	
平成24年10月	シャーガス病に係る安全対策を開始	
平成25年1月	献血の同意説明書を導入	
平成25年11月	輸血によるHIV感染事例を受け、「責任ある献血」を呼びかけ	
平成26年4月		鴻巣献血ルームを全面改装
平成26年5月	献血時の問診システムを電子化	
平成26年6月		大宮献血ルームウエスト拡張工事のため、7月まで一時休止
平成26年7月		大宮駅献血ルームを閉鎖
平成26年8月	個別NAT（ウイルス核酸増幅検査）を導入	大宮献血ルームウエストをリニューアルオープン
平成26年12月	献血推進調査会で、平成27年度から平成32年度までの6年間の献血推進に係る中期目標「献血推進2020」を策定	
平成27年4月		埼玉県の中核センターとして埼玉県赤十字血液センター伊奈事業所がさいたま市見沼区に移転し、埼玉県赤十字血液センターに名称変更 日高市の埼玉県赤十字血液センターは、埼玉県赤十字血液センター日高事業所に名称変更
平成27年11月		越谷レイクタウン献血ルームを改装
平成28年4月	献血血液のALT（肝機能）検査による製品除外基準の変更 ※ 「61IU/L以上」→「101IU/L以上」	
平成30年10月	Web会員サービス「ラブラッド」の運用開始	
令和2年8月	E型肝炎ウイルスの個別NATを導入	

令和 2 年 9 月	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正	
令和 3 年 2 月	献血推進調査会で、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の献血推進に係る中期目標「献血推進 2025」を策定	
令和 3 年 5 月	RNA ワクチン（新型コロナウイルス等）接種後の採血制限を導入	
令和 3 年 9 月	新型コロナウイルス感染症陽性者の採血制限を導入	
令和 4 年 4 月	ウイルスベクターワクチン（新型コロナウイルス等）接種後の採血制限を導入	
令和 4 年 7 月	エムボックスウイルス感染者の採血制限を導入	
令和 4 年 9 月	Web 会員サービス「ラブラッド」アプリの運用開始	
令和 4 年 11 月	不活化ワクチン及び組み換えタンパク質ワクチン（新型コロナウイルス等）接種後の採血制限を導入	
令和 5 年 3 月	赤血球製剤の有効期間を「採血後 21 日間」から「 採血後 28 日間 」に延長	
令和 6 年 3 月	血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的方針を改正 し、今後 5 年間の血液事業の方向性を提示	

2 令和6年度血液事業の概要

(1) 献血計画

血液の安定的な供給を図るため、市町村ごとの献血者確保目標数を定め、市町村別年間採血計画を作成して計画的な献血者の確保に努めました。

令和6年度献血受付者確保目標数 **271,000 人**

うち、全血献血 **195,000 人**

うち、成分献血 **76,000 人**

(2) 献血推進事業

ア 献血の普及啓発活動

(ア) 彩の国さいたま「愛の血液助け合い運動」(7月1日から8月31日まで)

この運動は、医療に必要なすべての血液製剤を献血により確保する体制を早期に確立するため、広く県民各層に献血に関する理解と協力を求めるとともに、特に推進が必要な成分献血及び400mL献血並びに血液製剤の適正使用への協力を求め、献血運動の一層の推進を図ることを目的としています。

なお、運動期間は、国においては令和6年7月1日から31日となっていますが、県では献血への理解をより推進するため、8月31日まで延長しています。

また、献血功労団体(者)の表彰等を実施することにより、広く県民に献血の普及を図るとともに献血への理解と協力を求めるため、7月30日に「彩の国さいたま 愛の血液助け合いの集い」を開催しました。



厚生労働省作成ポスター

(イ) クリスマス献血キャンペーン(12月15日～21日)

献血者の減少する冬期において献血者を確保するため、例年、埼玉西武ライオンズの御協力のもと選手から献血への理解と協力を呼び掛けるキャンペーンを実施しています。

令和6年度は12月21日にイオンモール羽生でイベントを開催しました。会場では、埼玉西武ライオンズの渡邊選手・杉山選手を招いたトークショー、彩の国けんけつ特命大使の「にゃんたぶう」さんによる献血ソングの演奏を行いました。また、当日は学生献血推進連盟の学生が参加し、献血の協力を呼び掛けました。

（ウ）シニア^{ロクマル ロクヨン}60～64 初回献血キャンペーン（1月1日から3月31日まで）

60歳から64歳までの間に献血を行うと69歳まで献血可能になることなど、献血の正しい知識の普及啓発を図り、中高年層を中心に広く献血に関する理解と協力を求めるため、60歳から64歳の間で初めて献血をする方を対象に実施しました。

期間中、献血に御協力いただいた対象の方に、記念品（エコバッグ又はカード型ルーペ）を贈呈しました。



左図：記念品

右図：広報ポスター

イ 若年層献血の推進

（ア）新社会人応援献血キャンペーン（4月1日から6月30日まで）

若年層への献血の普及啓発を図る一環として、新たに社会人となった方を対象にキャンペーン期間中、県内献血ルームや各事業所等で献血を申し込んだ新社会人に記念品（マルチポーチ又はカトラリーセット）を贈呈しました。



左図：記念品

右図：広報ポスター

(イ) 献血推進ポスターコンクール

若年層へ献血の普及啓発を図るため、県内の中学校に通学する生徒から献血推進ポスターを募集し、47校から応募のあった318点の中から選ばれた優秀作品を表彰しました。

埼玉県知事賞最優秀賞作品は、「令和6年度彩の国さいたま 愛の血液助け合い運動」のポスターとして活用し、7月30日に開催された「彩の国さいたま 愛の血液助け合いの集い」において表彰しました。

また、24点の優秀作品は8月5日から8月30日まで県庁3階渡り廊下で、埼玉県赤十字血液センター所長賞を含む46点の作品を7月30日に埼玉会館で展示しました。



作成したポスター

(ウ) 初回献血！お友達＆ご家族紹介キャンペーン（9月1日から11月30日まで）

減少傾向にある10代から30代までを中心とした献血者数の底上げを図る目的で実施し、献血経験者の方と献血未経験の方（お友達やご家族の方など）が、県内の献血ルームで一緒に献血していただいた場合に、献血協力者全員に記念品（マルチポーチ又はカトラリーセット）を贈呈しました。



左図：記念品

右図：広報ポスター



(エ) はたちの献血キャンペーン（1月1日から2月29日まで）

特に献血者が減少しがちな冬期において安全な血液製剤を安定的に確保するため、成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く県民各層に、ポスター、彩の国だより及び県薬務課ウェブページなどにより献血への協力を呼びかけました。

キャンペーン期間中は、成人式等で啓発用あぶらとり紙（両面フルカラー）約3万部を配布しました。

※ 薬物乱用防止啓発事業と共同で作成。



左図：表面（献血啓発）

右図：裏面（薬物乱用防止啓発）



(オ) 卒業献血キャンペーン (2月1日から4月30日まで)

県内高等学校の生徒が卒業の時期に献血を体験することで、将来にわたり献血に協力してもらうきっかけとなるよう、卒業（予定）生を対象に実施しました。

期間中、献血に御協力いただいた生徒に記念品（バッグインバッグ）を贈呈しました。



広報ポスター

(カ) 高校生献血カード

高校生に対し献血についての理解を深め、献血行動を促すことにより、若年層の献血者数の増加を図る目的で、平成28年度から開始しました。

県内の高等学校に通学する高校1年生にカードを配布し、献血カードのスタンプが3個、6個、9個集まった献血者に、シャープペンシル、リングノート、モバイルカメラレンズを贈呈しました。

▼ 高校生献血カード（表面）

▼ 高校生献血カード（裏面）

年齢	200mL献血		400mL献血		成分献血		お問い合わせ先…
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
16歳から	16歳から	17歳から	18歳から	18歳から	18歳から	18歳から	埼玉県保健医療政策課 TEL 048-830-3635
体重	45kg以上	40kg以上	50kg以上	45kg以上	40kg以上	40kg以上	
年間献血回数	10回以内	4回以内	8回以内	2回以内	24回以内	24回以内	埼玉県赤十字血液センター TEL 048-684-1511
年間献血制限	200mL献血・400mL献血合計で男性は200mL以内、女性は400mL以内						
献血の再開	4週間後の同じ曜日	男性は12週間後、女性は16週間後の同じ曜日	男性は16週間後の同じ曜日	女性も16週間後の同じ曜日	2週間後の同じ曜日	2週間後の同じ曜日	

▼ シャープペンシル ※図はイメージ（一部展開図）



▼ リングノート



▼ モバイルカメラレンズ



近年献血者が減少している 10 代から 30 代の若年層を中心に、今までの手法ではアプローチの難しかった層に対し、献血の意義や方法を伝えることを目的として、平成 30 年度に人気の動画クリエイターに県内献血ルームで献血を体験してもらった様子を YouTube で配信しています。

県内の小学校、中学校、高等学校及び専門学校等の児童・生徒、保護者及び教員等を対象に専門家（血液内科の医師）による血液に関する出前講座を開催しました。



若年層の献血者を確保するため、高校生に献血の機会を提供し、献血の重要性について普及啓発することを目的として、保健所、市町村及び埼玉県赤十字血液センターの三者が合同で高等学校を訪問しました。

県内の事業所・学校・ショッピングモール等において、移動採血車で献血を実施しました。



年間で複数回、献血にご協力いただける方に、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」に登録いただき、電子メール等を配信することにより献血者の確保を図りました。

(ウ) 事業所等の献血協力団体の確保

県内の事業所において、移動採血車で献血を実施しました。

また、新規事業所や献血未実施事業所を市町村及び埼玉県赤十字血液センターが訪問し、献血の実施を依頼しました。

(エ) 適正使用の推進

県内の医療機関において血液製剤が適正に使用されるように、医療関係者等により埼玉県合同輸血療法委員会が組織され、次のような推進活動が行われました。

- 世話人会の開催 2回
- ホームページによる情報提供 (<http://www.saitama.bc.jrc.or.jp/godo/>)
- 「第16回埼玉輸血フォーラム」の開催
令和7年3月1日 12時15分から17時00分 Web開催
【プログラム】
 - i. 埼玉県合同輸血療法委員会報告
 - ii. パネルディスカッション
 - iii. 教育講演「凝固検査異常値への対応と FFP 輸血」
 - iv. 基調講演「大動脈緊急症に対する治療戦略 ー出血との戦いー」

エ 献血組織の充実及びその他重要事項の実施状況

(ア) 市町村計画献血者確保促進事業費補助金の交付

県内 60 市町村に、献血者確保事業に要する経費として、計 2,760 千円を補助しました。

(イ) 埼玉県献血推進協議会の開催（令和7年1月30日）

献血の普及啓発及び献血者の組織化を図るとともに献血制度の適正な運営を確保するため、有識者による協議を実施しました。

この会議において、「令和7年度埼玉県献血推進計画」が決定されました。

3 献血の状況

(1) 献血者数等の推移

年・年度	献血者数(人)		対前年 度比	献血量 (L)	対前年 度比	受付者数 (人)	献血目標 (人)	目標 達成率
昭和 39 年	509		—	101.8	—	—	—	—
45 年	59,060		122.3%	11,812.0	122.3%	—	—	—
50 年	104,209		103.8%	20,841.8	103.8%	—	93,000	112.1%
55 年	194,359		124.2%	38,871.8	124.2%	—	172,000	113.0%
60 年	360,445		104.5%	72,089.0	104.5%	—	315,000	114.4%
平成 2 年度	341,784		101.7%	81,600.2	105.3%	—	380,000	89.9%
7 年度	265,538		87.8%	77,173.7	88.6%	—	320,000	82.9%
12 年度	243,684		97.1%	80,224.0	98.4%	282,803	290,000	97.5%
17 年度	251,361		96.6%	81,032.9	95.8%	272,628	290,000	94.0%
22 年度	251,361		96.3%	88,580.4	95.7%	302,676	311,000	97.3%
27 年度	235,485		101.1%	84,420.0	105.6%	277,495	284,000	97.7%
令和 2 年度	240,447		104.6%	103,611.	105.6%	274,980	280,000	98.2%
令和 3 年度	240,942		100.2%	104,253.0	100.6%	273,455	280,000	97.7%
	内	成分 69,122 (28.7%)						
	訳	400mL 160,624 (66.7%)						
令和 4 年度	239,357		99.3%	104,164.9	99.9%	267,906	284,000	94.3%
	内	成分 65,630(27.4%)						
	訳	400mL 162,674 (68.0%)						
令和 5 年度	241,491		100.9%	105,285.7	101.1%	268,085	280,000	95.7%
	内	成分 64,121(26.6%)						
	訳	400mL 165,004 (68.3%)						
令和 6 年度	243,263		100.7%	107,309.3	101.9%	273,320	271,000	100.9%
	内	成分 65,282 (26.8%)						
	訳	400mL 165,980 (68.2%)						
	内	成分 12,001 (4.9%)						
	訳							

※ 献血目標人数は、献血受付者の目標数。

※ 「献血量」は30年度から算出方法を変更している。

※ 「構成比」は端数処理しているため、合計は必ずしも100%にはならない。

(2) 埼玉県と全国の献血者数の推移

暦年	埼玉県		全国	
	献血者数(人)	対前年比(%)	献血者数(人)	対前年比(%)
平成 21 年度	256,936	103.8	5,287,101	104.1
22 年度	254,458	99.0	5,318,586	100.6
23 年度	239,280	94.0	5,252,182	98.8
24 年度	252,626	105.6	5,271,103	100.4
25 年度	245,060	97.0	5,205,819	98.8
26 年度	230,309	94.0	4,999,127	96.0
27 年度	230,309	102.6	4,909,156	98.2
28 年度	229,425	99.6	4,841,601	98.6
29 年度	228,892	101.3	4,732,141	98.0
30 年度	224,792	98.2	4,735,944	100.1
令和元度	229,804	102.2	4,926,488	104.0
2 年度	240,447	104.6	5,037,920	102.3
3 年度	240,942	100.2	5,053,198	100.3
4 年度	239,357	99.3	5,008,741	99.1
5 年度	241,491	100.9	5,009,281	100.0
6 年度	243,263	100.7	4,987,309	99.6

埼玉県献血マスコット「エビオ君」 ゆる玉応援団員 No.106

平成 15 年に県内の高等学校にデザインと愛称を募集し、応募総数 24 校 103 点の中から選ばれて生まれました。

血液中の赤血球がモチーフで、誕生日は「世界献血者デー」でもある 6 月 14 日。

名前の由来は、血液型の「A 型（エー型）、B 型（ビー型）、O 型（オー型）」。

好きな食べ物は、鉄分の入っている食べ物。

社交的で、県内の献血イベントに登場しています！

県内の医療機関に血液製剤を安定供給するため、日々頑張っています。

エビオ君の X アカウントもチェックしてくださいね！



(https://x.com/abo_saitama)



(3) 都道府県別献血区分ごとの献血申込者数

令和6年4月～令和7年3月累計

ブロック名	項目 都道府県												
		合計		200mL		400mL		成分		男性		女性	
		人	前年比 %	人	前年比 %	人	前年比 %	人	前年比 %	人	前年比 %	人	前年比 %
北海道	北海道	271,334	99.3	12,067	105.3	202,432	98.8	56,835	99.8	183,220	99.3	88,114	99.2
	小 計	271,334	99.3	12,067	105.3	202,432	98.8	56,835	99.8	183,220	99.3	88,114	99.2
東北	青森	49,679	96.5	1,457	93.9	35,467	98.1	12,755	92.6	32,916	96.6	16,763	96.2
	岩手	48,111	99.8	1,418	92.5	33,736	100.0	12,957	100.2	32,560	99.6	15,551	100.4
	宮城	97,758	96.4	3,381	107.2	66,055	95.5	28,322	97.3	67,253	96.4	30,505	96.4
	秋田	40,268	99.4	882	109.0	26,219	100.6	13,167	96.4	27,757	98.2	12,511	102.0
	山形	44,451	97.9	912	96.9	30,534	98.2	13,005	97.3	30,001	98.4	14,450	97.0
	福島	80,403	101.0	2,450	107.1	55,578	99.6	22,375	104.0	58,456	100.7	21,947	101.8
	小 計	360,670	98.4	10,500	102.2	247,589	98.3	102,581	98.3	248,943	98.3	111,727	98.6
関東甲信越	茨城	114,001	102.3	4,101	106.2	78,480	102.3	31,420	101.9	78,020	102.5	35,981	101.9
	栃木	101,270	100.8	7,234	102.1	63,162	100.4	30,874	101.4	68,591	101.1	32,679	100.4
	群馬	95,132	99.9	4,581	107.9	60,223	100.3	30,328	98.0	64,413	100.3	30,719	98.9
	埼玉	273,320	102.0	15,633	97.9	187,731	102.6	69,956	101.1	181,645	101.5	91,675	102.8
	千葉	266,602	102.1	7,561	100.3	179,945	102.4	79,096	101.6	176,421	102.5	90,181	101.5
	東京	658,905	99.7	24,564	93.4	406,606	99.7	227,735	100.6	414,956	100.6	243,949	98.3
	神奈川	374,702	101.4	13,265	104.2	235,217	101.5	126,220	100.8	253,938	100.5	120,764	103.2
	新潟	99,240	98.4	2,096	94.9	63,198	102.1	33,946	92.3	67,752	98.1	31,488	99.1
	山梨	39,375	99.7	853	105.0	25,440	100.8	13,082	97.2	27,273	101.5	12,102	95.7
	長野	81,545	100.0	1,429	125.6	54,073	99.7	26,043	99.4	56,385	99.9	25,160	100.1
	小 計	2,104,092	100.7	81,317	99.3	1,354,075	101.1	668,700	100.2	1,389,394	100.9	714,698	100.4
東海北陸	富山	44,108	105.5	1,642	120.6	29,475	103.5	12,991	108.6	30,856	103.7	13,252	110.1
	石川	50,668	103.3	2,125	122.4	30,586	103.2	17,957	101.6	35,373	102.4	15,295	105.3
	福井	29,808	98.7	1,085	114.1	20,548	97.6	8,175	99.9	20,742	98.4	9,066	99.5
	岐阜	73,168	98.3	3,669	109.1	49,686	98.7	19,813	95.5	49,960	97.7	23,208	99.5
	静岡	138,039	98.9	6,207	100.9	94,221	99.8	37,611	96.5	98,992	98.8	39,047	99.2
	愛知	320,325	98.5	9,625	103.9	193,149	99.5	117,551	96.4	218,342	98.5	101,983	98.3
	三重	68,935	98.6	327	44.4	41,676	102.0	26,932	95.1	51,290	98.6	17,645	98.8
	小 計	725,051	99.3	24,680	104.7	459,341	100.1	241,030	97.3	505,555	99.1	219,496	99.8
近畿	滋賀	58,687	97.2	1,680	101.6	47,028	97.8	9,979	93.6	41,732	97.2	16,955	97.1
	京都	118,775	97.4	1,179	91.1	83,091	97.6	34,505	97.2	81,208	97.6	37,567	97.2
	大阪	430,979	98.4	8,315	76.3	282,032	98.7	140,632	99.3	273,774	98.7	157,205	97.7
	兵庫	234,239	100.0	5,477	81.6	165,397	100.8	63,365	99.8	157,667	100.3	76,572	99.4
	奈良	53,443	99.1	2,298	104.8	37,009	99.9	14,136	96.3	35,452	98.6	17,991	100.1
	和歌山	45,506	100.2	1,482	114.4	34,301	101.5	9,723	94.4	30,197	101.5	15,309	97.9
	小 計	941,629	98.7	20,431	85.0	648,858	99.2	272,340	98.6	620,030	99.0	321,599	98.1
中国四国	鳥取	25,678	102.6	60	95.2	17,540	103.2	8,078	101.3	19,277	100.6	6,401	109.0
	島根	22,644	97.1	83	90.2	15,279	98.9	7,282	93.5	16,842	97.3	5,802	96.3
	岡山	85,368	96.7	664	99.3	59,160	96.8	25,544	96.5	60,002	96.9	25,366	96.2
	広島	135,404	102.2	1,172	95.2	89,145	103.5	45,087	100.1	97,097	101.4	38,307	104.5
	山口	53,147	97.3	394	76.7	43,140	97.1	9,613	99.2	40,622	97.5	12,525	96.6
	徳島	30,040	99.5	213	103.4	20,865	99.9	8,962	98.7	22,139	100.3	7,901	97.4
	香川	39,666	97.6	121	80.7	29,207	96.8	10,338	99.9	29,277	97.4	10,389	98.0
	愛媛	56,835	99.0	146	91.8	39,088	99.4	17,601	98.3	40,280	99.8	16,555	97.2
	高知	29,912	96.8	263	87.4	20,615	98.2	9,034	94.1	20,234	97.6	9,678	95.2
	小 計	478,694	99.1	3,116	92.1	334,039	99.5	141,539	98.4	345,770	99.1	132,924	99.3
九州	福岡	242,322	100.7	716	114.6	172,435	101.4	69,171	98.8	165,765	100.8	76,557	100.4
	佐賀	37,127	101.1	203	66.8	23,451	105.9	13,473	94.5	25,732	101.6	11,395	100.1
	長崎	57,535	96.9	654	50.5	38,679	95.7	18,202	103.0	42,525	97.9	15,010	94.2
	熊本	81,524	100.5	721	67.8	57,831	102.3	22,972	97.4	58,717	99.4	22,807	103.2
	大分	51,570	99.8	340	92.1	38,088	100.1	13,142	99.3	37,738	98.8	13,832	102.6
	宮崎	42,514	94.2	265	131.2	29,850	93.4	12,399	95.4	30,038	92.8	12,476	97.6
	鹿児島	65,751	96.2	817	132.6	48,310	95.6	16,624	96.6	47,958	96.7	17,793	94.9
	沖縄	59,862	95.9	404	81.8	43,083	94.8	16,375	99.1	45,057	96.5	14,805	93.9
	小 計	638,205	98.8	4,120	82.9	451,727	99.2	182,358	98.3	453,530	98.8	184,675	99.0
全国合計		5,519,675	99.6	156,231	97.9	3,698,061	100.0	1,665,383	99.0	3,746,442	99.7	1,773,233	99.5

出典：日本赤十字社「令和6年度血液事業年度報」P.2

(4) 都道府県別献血区分ごとの献血者数

令和6年4月～令和7年3月累計

ブロック名	都道府県	項目	全血献血							成分献血						
			合計		200mL献血者		400mL献血者		4 献 0 血 0 率 m L	合計		血漿成分献血者		血小板成分献血者		
					男性	女性	男性	女性				男性	女性			
			人	%						人	人			人	人	人
北海道	北海道		192,964	99.1	1,592	8,314	132,754	50,304	94.9	53,999	100.2	11,868	9,277	26,759	6,095	
	小 計		192,964	99.1	1,592	8,314	132,754	50,304	94.9	53,999	100.2	11,868	9,277	26,759	6,095	
東北	青森		33,006	97.0	236	827	22,331	9,612	96.8	12,067	92.4	4,294	2,524	4,176	1,073	
	岩手		31,982	100.5	172	1,018	21,918	8,874	96.3	12,395	101.3	4,592	2,861	4,340	602	
	宮城		61,241	96.9	649	1,775	43,275	15,542	96.0	26,344	96.7	11,122	6,131	8,022	1,069	
	秋田		24,217	98.9	107	584	16,955	6,571	97.1	12,207	96.5	4,939	2,903	4,327	38	
	山形		28,688	97.1	91	674	20,499	7,424	97.3	12,469	98.3	3,780	3,381	4,442	866	
	福島		52,814	100.7	657	1,405	37,727	13,025	96.1	21,398	103.7	9,119	3,341	8,155	783	
	小 計		231,948	98.5	1,912	6,283	162,705	61,048	96.5	96,880	98.3	37,846	21,141	33,462	4,431	
関東甲信越	茨城		76,473	103.3	874	2,690	53,859	19,050	95.3	29,456	102.1	13,457	8,594	6,425	980	
	栃木		65,811	100.7	1,168	5,285	44,083	15,275	90.2	29,472	103.1	13,406	7,355	7,700	1,011	
	群馬		60,046	102.1	602	3,452	40,951	15,041	93.2	28,459	101.3	13,042	6,803	7,161	1,453	
	埼玉		177,981	100.3	1,662	10,339	120,958	45,022	93.3	65,282	101.8	28,020	14,891	20,519	1,852	
	千葉		164,813	100.6	916	4,912	115,856	43,129	96.5	73,892	102.3	28,681	21,019	19,941	4,251	
	東京		379,441	99.8	2,066	17,353	253,221	106,801	94.9	206,778	101.9	82,745	53,508	52,077	18,448	
	神奈川		221,457	101.4	1,487	9,118	155,938	54,914	95.2	116,595	101.4	51,098	29,458	31,168	4,871	
	新潟		57,155	99.0	238	1,373	41,539	14,005	97.2	31,823	92.4	15,955	8,862	6,166	840	
	山梨		24,560	100.4	138	615	17,761	6,046	96.9	12,459	99.1	8,315	4,144			
	長野		51,125	100.1	347	835	37,293	12,650	97.7	24,744	100.6	11,066	7,265	5,288	1,125	
		小 計		1,278,862	100.6	9,498	55,972	881,459	331,933	94.9	618,960	101.2	265,785	161,899	156,445	34,831
東海北陸	富山		27,869	103.7	227	1,132	19,848	6,662	95.1	12,111	108.5	4,817	2,715	4,232	347	
	石川		28,824	103.9	242	1,446	20,619	6,517	94.1	17,016	102.5	7,003	4,213	5,385	415	
	福井		19,680	97.8	187	729	13,674	5,090	95.3	7,841	99.2	5,864	1,977			
	岐阜		47,946	99.7	496	2,490	33,445	11,515	93.8	18,614	96.0	6,018	4,470	7,327	799	
	静岡		92,498	99.1	876	4,390	67,513	19,719	94.3	35,907	96.5	18,792	8,872	7,749	494	
	愛知		181,249	100.5	1,306	6,402	132,633	40,908	95.7	109,726	96.1	42,320	32,053	29,834	5,519	
	三重		38,340	101.2	44	204	30,211	7,881	99.4	25,489	94.6	10,480	6,047	8,276	686	
	小 計		436,406	100.5	3,378	16,793	317,943	98,292	95.4	226,704	97.1	95,294	60,347	62,803	8,260	
近畿	滋賀		43,887	99.1	252	1,109	32,232	10,294	96.9	9,411	92.9	2,587	1,989	4,279	556	
	京都		76,157	98.4	118	840	54,518	20,681	98.7	31,898	96.9	9,883	8,101	11,961	1,953	
	大阪		255,649	98.8	833	5,485	174,672	74,659	97.5	128,736	99.0	40,376	43,122	37,499	7,739	
	兵庫		150,822	99.1	577	3,702	106,834	39,709	97.2	58,629	100.0	19,834	16,640	19,991	2,164	
	奈良		34,582	99.3	293	1,521	24,095	8,673	94.8	13,336	95.6	4,166	3,683	4,706	781	
	和歌山		31,934	100.9	312	936	22,005	8,681	96.1	9,136	94.7	1,671	2,779	4,339	347	
	小 計		593,031	99.0	2,385	13,593	414,356	162,697	97.3	251,146	98.4	78,517	76,314	82,775	13,540	
中国	鳥取		15,195	100.6	12	37	11,332	3,814	99.7	7,783	101.6	4,589	1,046	2,035	113	
	島根		13,607	98.2	4	54	10,345	3,204	99.6	6,838	93.7	3,437	1,337	2,054	10	
	岡山		50,795	94.1	148	359	37,526	12,762	99.0	23,747	98.1	9,824	5,648	7,909	366	
	広島		76,845	100.5	146	609	55,931	20,159	99.0	41,219	100.2	19,101	6,036	13,688	2,394	
	山口		38,634	96.8	48	184	30,632	7,770	99.4	8,931	99.2	4,278	1,833	2,688	132	
	徳島		18,271	99.8	25	105	13,954	4,187	99.3	8,192	98.9	4,642	1,551	1,949	50	
	香川		25,568	94.6	15	70	19,087	6,396	99.7	9,763	100.3	5,731	1,682	2,349	1	
	愛媛		35,617	98.0	18	83	27,114	8,402	99.7	16,354	98.5	6,081	4,755	5,121	397	
	高知		19,146	97.0	9	201	13,065	5,871	98.9	8,564	93.9	4,329	2,226	1,903	106	
		小 計		293,678	97.6	425	1,702	218,986	72,565	99.3	131,391	98.8	62,012	26,114	39,696	3,569
九州	福岡		155,874	101.4	90	381	109,755	45,648	99.7	64,767	99.2	26,734	15,369	19,897	2,767	
	佐賀		20,565	104.0	27	60	15,341	5,137	99.6	12,379	92.8	5,399	3,327	3,104	549	
	長崎		35,590	94.4	80	398	26,969	8,143	98.7	17,523	102.8	8,330	3,592	5,161	440	
	熊本		53,053	101.7	58	489	38,969	13,537	99.0	21,953	97.1	10,374	3,794	6,707	1,078	
	大分		35,058	100.1	28	219	26,604	8,207	99.3	12,644	99.3	5,450	2,828	3,947	419	
	宮崎		26,912	92.9	31	176	19,670	7,035	99.2	11,820	95.9	4,698	2,668	3,934	520	
	鹿児島		43,798	95.0	93	418	32,411	10,876	98.8	15,198	95.9	7,243	2,505	5,341	109	
	沖縄		38,510	96.5	39	237	29,936	8,298	99.3	15,696	100.1	8,053	2,827	4,395	421	
		小 計		409,360	99.0	446	2,378	299,655	106,881	99.3	171,980	98.4	76,281	36,910	52,486	6,303
全国合計			3,436,249	99.6	19,636	105,035	2,427,858	883,720	96.4	1,551,060	99.4	627,603	392,002	454,426	77,029	

1)「400mL献血率」は400mL献血者数の合計(人)÷全血献血者数の合計(人)。

出典：日本赤十字社「令和6年度血液事業度報」P.4

(5) 都道府県別献血区分ごとの献血量（推計値）

令和6年4月～令和7年3月累計

ブロック名	都道府県	項目	合計		200mL献血			400mL献血			成分献血				
			L	%	L	%	%	L	%	%	L	%	%	血漿成分献血	血小板成分献血
北海道	北海道		105,087.58	99.6	1,981.20	108.6	1.9	73,223.20	98.6	69.7	29,883.18	101.5	28.4	11,781.64	18,101.54
	小計		105,087.58	99.6	1,981.20	108.6	1.9	73,223.20	98.6	69.7	29,883.18	101.5	28.4	11,781.64	18,101.54
東北	青森		20,052.19	95.8	212.60	85.2	1.1	12,777.20	97.4	63.7	7,062.39	93.4	35.2	4,015.06	3,047.33
	岩手		19,815.95	101.3	238.00	94.6	1.2	12,316.80	100.7	62.2	7,261.15	102.4	36.6	4,261.21	2,999.93
	宮城		38,147.85	97.4	484.80	108.5	1.3	23,526.80	96.4	61.7	14,136.25	98.8	37.1	8,812.06	5,324.19
	秋田		17,033.87	98.0	138.20	111.1	0.8	9,410.40	98.6	55.2	7,485.27	97.1	43.9	4,708.08	2,777.19
	山形		18,404.76	97.8	153.00	96.6	0.8	11,169.20	97.1	60.7	7,082.56	99.1	38.5	4,051.13	3,031.43
	福島		33,151.44	102.0	412.40	108.3	1.2	20,300.80	100.4	61.2	12,438.24	104.4	37.5	7,204.10	5,234.14
	小計		146,606.05	98.8	1,639.00	101.7	1.1	89,501.20	98.3	61.0	55,465.85	99.5	37.8	33,051.64	22,414.21
関東甲信越	茨城		47,092.83	103.5	712.80	108.2	1.5	29,163.60	103.0	61.9	17,216.43	104.2	36.6	12,843.27	4,373.16
	栃木		42,287.02	102.4	1,290.60	102.2	3.1	23,743.20	100.6	56.1	17,253.22	105.0	40.8	12,115.17	5,138.05
	群馬		39,828.06	102.4	810.80	109.7	2.0	22,396.80	101.6	56.2	16,620.46	103.2	41.7	11,587.79	5,032.67
	埼玉		107,309.27	101.9	2,400.20	97.0	2.2	66,392.00	100.6	61.9	38,517.07	104.6	35.9	25,001.11	13,515.96
	千葉		107,493.89	102.3	1,165.60	99.8	1.1	63,594.00	100.6	59.2	42,734.29	104.9	39.8	28,910.62	13,823.68
	東京		266,214.52	101.7	3,883.80	92.6	1.5	144,008.80	100.2	54.1	118,321.92	103.9	44.4	79,605.75	38,716.17
	神奈川		154,444.21	102.7	2,121.00	103.6	1.4	84,340.80	101.3	54.6	67,982.41	104.4	44.0	46,785.27	21,197.14
	新潟		41,077.36	96.6	322.20	92.4	0.8	22,217.60	99.2	54.1	18,537.56	93.6	45.1	14,420.71	4,116.85
	山梨		16,989.20	100.5	150.60	108.7	0.9	9,522.80	100.2	56.1	7,315.80	100.7	43.1	7,315.80	
	長野		34,382.88	101.0	236.40	122.5	0.7	19,977.20	99.7	58.1	14,169.28	102.6	41.2	10,566.53	3,602.76
	小計		857,119.24	101.8	13,094.00	99.0	1.5	485,356.80	100.7	56.6	358,668.44	103.5	41.8	249,152.01	109,516.43
東海北陸	富山		17,949.11	105.4	271.80	123.0	1.5	10,604.00	102.9	59.1	7,073.31	108.7	39.4	4,380.05	2,693.26
	石川		21,139.12	103.5	337.60	118.5	1.6	10,854.40	103.1	51.3	9,947.12	103.5	47.1	6,481.63	3,465.50
	福井		12,458.79	98.5	183.20	114.4	1.5	7,505.60	97.1	60.2	4,769.99	100.4	38.3	4,769.99	
	岐阜		29,081.83	98.2	597.20	113.3	2.1	17,984.00	98.9	61.8	10,500.63	96.2	36.1	5,855.78	4,644.85
	静岡		57,093.12	98.6	1,053.20	101.1	1.8	34,892.80	99.0	61.1	21,147.12	97.8	37.0	16,149.84	4,997.28
	愛知		132,554.95	98.6	1,541.60	110.7	1.2	69,416.40	100.1	52.4	61,596.95	96.6	46.5	41,331.96	20,264.98
	三重		29,871.46	98.2	49.60	43.0	0.2	15,236.80	102.1	51.0	14,585.06	94.8	48.8	9,363.29	5,221.77
	小計		300,148.38	99.2	4,034.20	107.8	1.3	166,494.00	100.1	55.5	129,620.18	97.8	43.2	88,332.54	41,287.64
近畿	滋賀		22,607.95	98.2	272.20	104.4	1.2	17,010.40	98.9	75.2	5,325.35	95.8	23.6	2,568.42	2,756.93
	京都		48,381.54	99.2	191.60	92.8	0.4	30,079.60	98.5	62.2	18,110.34	100.5	37.4	9,979.95	8,130.39
	大阪		172,983.90	99.6	1,263.60	75.8	0.7	99,732.40	99.6	57.7	71,987.90	100.2	41.6	46,128.23	25,859.67
	兵庫		92,412.93	100.1	855.80	80.8	0.9	58,617.20	99.7	63.4	32,939.93	101.5	35.6	20,253.76	12,686.17
	奈良		20,910.55	98.3	362.80	104.6	1.7	13,107.20	99.0	62.7	7,440.55	96.9	35.6	4,362.81	3,077.74
	和歌山		17,800.94	99.6	249.60	113.4	1.4	12,274.40	100.4	69.0	5,276.94	97.1	29.6	2,449.81	2,827.14
	小計		375,097.80	99.5	3,195.60	85.0	0.9	230,821.20	99.4	61.5	141,081.00	100.1	37.6	85,742.97	55,338.03
中国	鳥取		10,823.58	101.2	9.80	96.1	0.1	6,058.40	100.6	56.0	4,755.38	102.0	43.9	3,425.92	1,329.46
	島根		9,513.61	97.1	11.60	95.1	0.1	5,419.60	98.2	57.0	4,082.41	95.6	42.9	2,787.75	1,294.67
	岡山		34,181.67	96.4	101.40	98.4	0.3	20,115.20	94.0	58.8	13,965.07	100.1	40.9	8,877.19	5,087.88
	広島		54,531.43	101.5	151.00	86.7	0.3	30,436.00	100.6	55.8	23,944.43	102.8	43.9	14,548.84	9,395.60
	山口		20,759.77	98.1	46.40	76.3	0.2	15,360.80	96.9	74.0	5,352.57	101.8	25.8	3,596.02	1,756.55
	徳島		12,077.57	100.6	26.00	100.0	0.2	7,256.40	99.8	60.1	4,795.17	101.8	39.7	3,551.43	1,243.74
	香川		16,114.89	97.3	17.00	70.8	0.1	10,193.20	94.7	63.3	5,904.69	102.3	36.6	4,396.36	1,508.34
	愛媛		23,749.25	99.0	20.20	87.1	0.1	14,206.40	98.0	59.8	9,522.65	100.5	40.1	6,148.82	3,373.83
	高知		12,757.86	96.9	42.00	81.7	0.3	7,574.40	97.2	59.4	5,141.46	96.5	40.3	3,892.54	1,248.92
	小計		194,509.64	99.0	425.40	87.7	0.2	116,620.40	97.7	60.0	77,463.84	101.0	39.8	51,224.85	26,238.99
九州	福岡		99,947.95	101.8	94.20	118.9	0.1	62,161.20	101.4	62.2	37,692.55	102.4	37.7	24,358.67	13,333.88
	佐賀		15,368.53	98.7	17.40	41.4	0.1	8,191.20	104.6	53.3	7,159.93	92.9	46.6	5,038.38	2,121.55
	長崎		24,462.44	98.7	95.60	50.2	0.4	14,044.80	95.6	57.4	10,322.04	104.2	42.2	6,968.09	3,353.95
	熊本		34,227.33	100.3	109.40	63.4	0.3	21,002.40	102.3	61.4	13,115.53	97.6	38.3	8,405.30	4,710.23
	大分		21,404.24	100.3	49.40	90.5	0.2	13,924.40	100.2	65.1	7,430.44	100.7	34.7	4,892.62	2,537.83
	宮崎		17,600.61	94.3	41.40	126.2	0.2	10,682.00	92.7	60.7	6,877.21	96.8	39.1	4,300.78	2,576.43
	鹿児島		26,656.23	95.5	102.20	148.5	0.4	17,314.80	94.6	65.0	9,239.23	96.9	34.7	5,820.27	3,418.96
	沖縄		24,603.15	98.1	55.20	94.2	0.2	15,293.60	96.5	62.2	9,254.35	101.0	37.6	6,503.94	2,750.41
	小計		264,270.49	99.5	564.80	80.8	0.2	162,614.40	99.2	61.5	101,091.29	100.1	38.3	66,288.05	34,803.24
全国合計			2,242,839.18	100.3	24,934.20	98.4	1.1	1,324,631.20	99.7	59.1	893,273.78	101.2	39.8	585,573.70	307,700.08

1)「献血量」は全血献血量(200mL献血数に0.2L、400mL献血数に0.4Lを乗じた量)及び成分献血量(製造段階での総容量(血液保存液の量を含む))で算出。

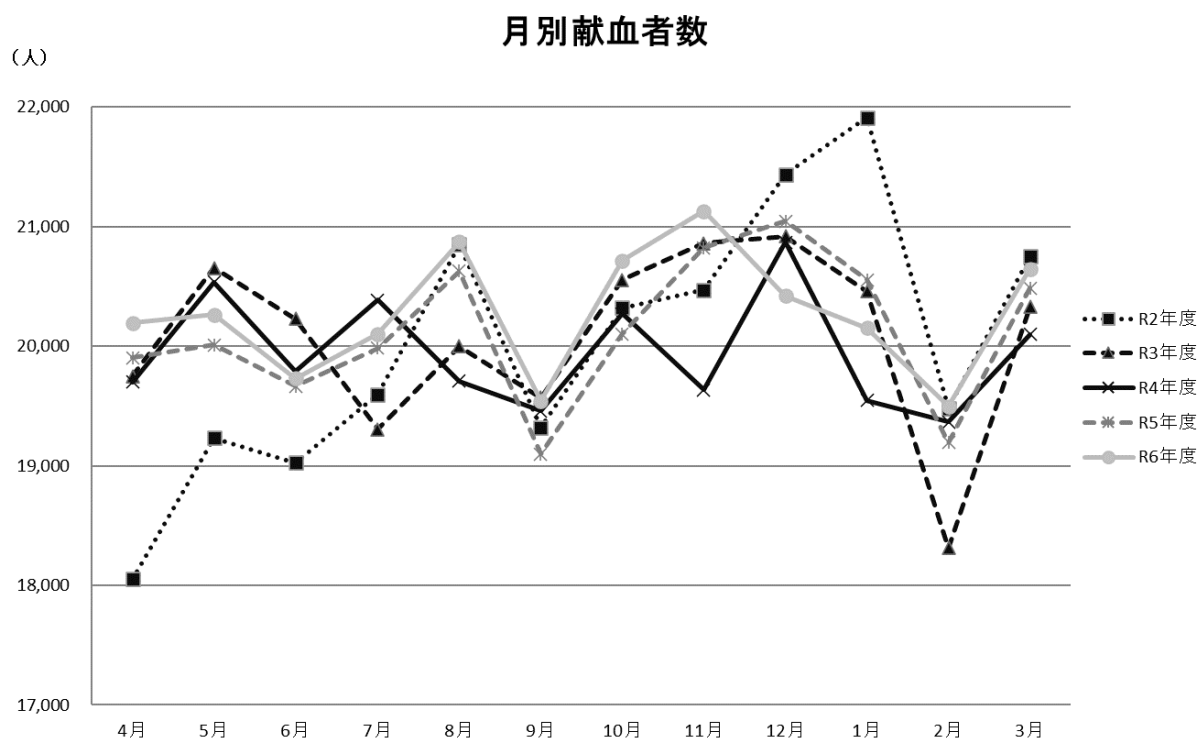
2)「構成比」は端数処理しているため、合計が必ずしも100%にはならない。

3)「献血量」は端数処理しているため、内訳合計と合計欄は必ずしも一致しない。

出典：日本赤十字社「令和6年度血液事業年度報」P.13

(6) 月別の献血者数の推移

例年冬季から春季には風邪や花粉症により献血者が減少するため、輸血用血液が不足しがちです。
また、4月には多忙になる事務所が多く、事業所献血が減少する傾向にあります。



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R2年度	18,051	19,231	19,027	19,597	20,849	19,320	20,322	20,470	21,437	21,913	19,481	20,749
3年度	19,450	20,656	20,229	19,305	19,999	19,570	20,553	20,863	20,920	20,458	18,312	20,327
4年度	19,699	20,534	19,790	20,385	19,706	19,459	20,272	19,634	20,868	19,548	19,365	20,097
5年度	19,903	20,012	19,664	19,982	20,626	19,098	20,104	20,822	21,046	20,554	19,195	20,485
6年度	20,195	20,265	19,729	20,103	20,874	19,541	20,714	21,129	20,420	20,153	19,495	20,645

(7) 年代別の献血者数の推移

近年は、若年層の献血者数が減少する傾向にあります。

令和6年度は、令和5年度に比べ、10～40代の献血者は横ばい又は減少しましたが、50代、60代は増加しました。

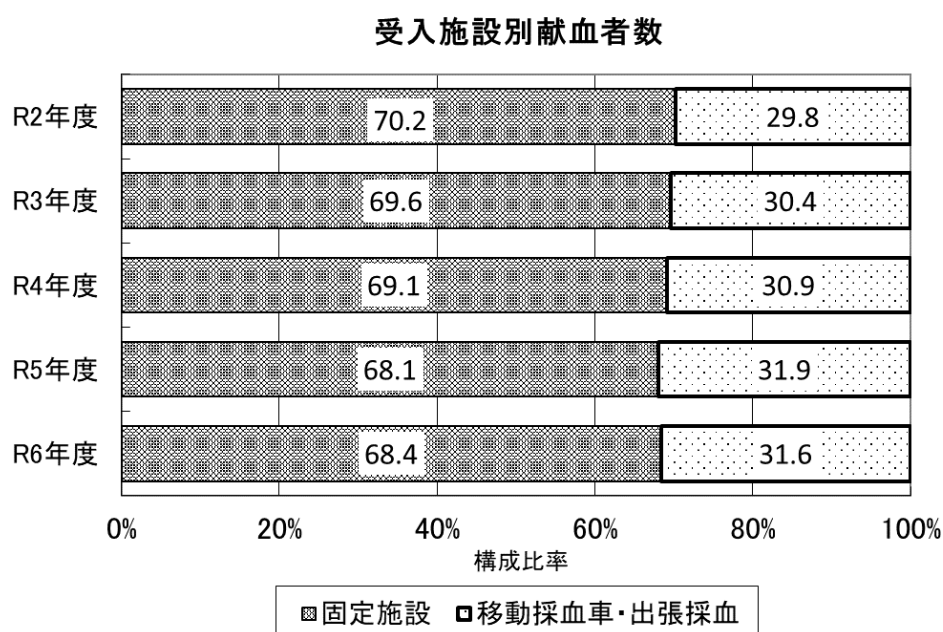
(グラフは巻頭特集をご覧ください。)

	方法別	16歳～19歳		20歳～29歳		30歳～39歳		40歳～49歳		50歳～59歳		60歳～69歳		合計	
		人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
令和2年度	計	10,628	4.4	31,830	13.2	36,626	15.2	67,067	27.9	68,370	28.4	25,926	10.8	240,447	100.0
	成分	692	1.0	6,029	8.6	10,307	14.7	21,613	30.8	22,661	32.3	8,940	12.7	70,242	100.0
	400mL	5,460	3.5	23,562	15.0	25,054	15.9	43,559	27.7	43,579	27.7	16,048	10.2	157,262	100.0
	200mL	4,476	34.6	2,239	17.3	1,265	9.8	1,895	14.6	2,130	16.5	938	7.2	12,943	100.0
3年度	計	10,376	4.3	31,644	15.4	35,820	14.9	62,881	26.1	71,888	29.8	28,333	11.8	240,942	100.0
	成分	515	0.7	5,457	7.9	9,560	13.8	19,786	28.6	23,549	34.1	10,255	14.8	69,122	100.0
	400mL	5,517	3.4	24,200	15.1	25,296	15.7	41,748	26.0	46,543	29.0	17,320	10.8	160,624	100.0
	200mL	4,344	38.8	1,987	17.7	964	8.6	1,347	12.0	1,796	16.0	758	6.8	11,196	100.0
4年度	計	10,660	4.6	30,203	12.6	33,893	14.2	59,070	24.7	75,428	31.5	30,103	12.6	239,357	100.0
	成分	477	0.7	4,792	7.3	8,069	12.3	17,843	27.2	23,920	36.4	10,528	16.0	65,630	100.0
	400mL	5,626	3.5	23,566	14.5	24,954	15.3	39,970	24.6	49,485	30.4	18,873	11.6	162,674	100.0
	200mL	4,556	41.2	1,845	16.7	870	7.8	1,257	11.4	1,823	16.5	702	6.4	11,053	100.0
5年度	計	10,742	4.4	29,584	12.3	33,320	13.8	56,192	23.3	78,985	32.7	32,668	13.5	241,491	100.0
	成分	456	0.7	4,442	6.9	7,371	11.5	16,158	25.2	24,332	37.9	11,362	17.7	64,121	100.0
	400mL	5,547	3.4	23,071	14.0	24,936	15.1	38,626	23.4	52,397	31.8	20,427	12.4	165,004	100.0
	200mL	4,739	38.3	2,071	16.7	1,013	8.2	1,408	11.4	2,256	18.2	879	7.1	12,366	100.0
6年度	計	10,666	4.4	29,735	12.2	32,990	13.6	52,808	21.7	81,541	33.5	35,523	14.6	243,263	100.0
	成分	496	0.8	4,647	7.1	7,254	11.1	14,736	22.6	25,620	39.3	12,529	19.2	65,282	100.0
	400mL	5,564	3.3	23,011	13.9	24,763	14.9	36,881	22.2	53,755	32.4	22,006	13.3	165,980	100.0
	200mL	4,606	38.4	2,077	17.3	973	8.1	1,191	9.9	2,166	18.1	988	8.2	12,001	100.0

(8) 受入施設別の献血者数の推移

最近は、快適に献血ができることから、献血者の3人に2人以上が献血ルームなどの固定施設を利用しています。

ア 構成比率



イ 受入施設別献血者数

	方法別	固定施設		移動採血車・出張採血		合計	
		人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)
R2年度	計	168,814	70.2	71,633	29.8	240,447	100.0
	成分	70,242	100.0	0	0.0	70,242	100.0
	400mL	93,008	59.1	64,254	40.9	157,262	100.0
	200mL	5,564	43.0	7,379	57.0	12,943	100.0
3年度	計	167,585	69.6	73,357	30.4	240,942	100.0
	成分	69,122	100.0	0	0.0	69,122	100.0
	400mL	93,599	59.1	67,025	41.7	160,624	100.0
	200mL	4,864	43.0	6,332	56.6	11,196	100.0
4年度	計	165,304	69.1	74,053	30.9	239,357	100.0
	成分	65,630	100.0	0	0.0	65,630	100.0
	400mL	94,882	58.3	67,792	41.7	162,674	100.0
	200mL	4,792	43.4	6,261	56.6	11,053	100.0
5年度	計	164,506	68.1	76,985	31.9	241,491	100.0
	成分	64,121	100.0	0	0.0	64,121	100.0
	400mL	94,608	57.3	70,396	42.7	165,004	100.0
	200mL	5,777	46.7	6,589	53.3	12,366	100.0
6年度	計	166,512	68.4	76,751	31.6	243,263	100.0
	成分	65,282	100.0	0	0.0	65,282	100.0
	400mL	94,782	57.1	71,198	42.9	165,980	100.0
	200mL	6,448	53.7	5,553	46.3	12,001	100.0

ウ 献血ルーム別献血者数の推移

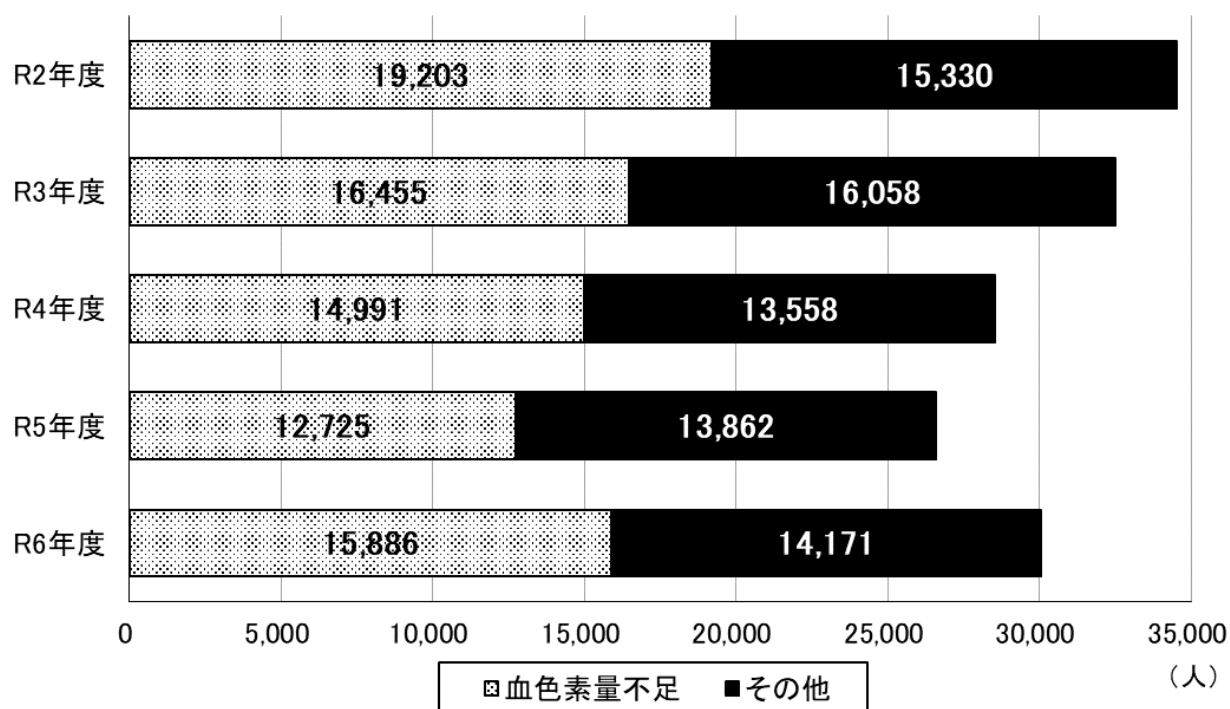
	名称	献血者数(人)				稼働 日数	一日平均献血者数(人)			
		成分	400mL	200mL	合計		成分	400mL	200mL	合計
令和2年度	大宮献血ルームウエスト	24,336	23,492	1,391	49,219	365	66.7	64.4	3.8	134.8
	川越献血ルーム	11,398	13,770	1,475	26,643	365	31.2	37.7	4.0	73.0
	所沢献血ルーム	10,404	8,029	388	18,821	354	29.4	22.7	1.1	53.2
	越谷献血ルーム	10,360	16,362	763	27,485	363	28.5	45.1	2.1	75.7
	鴻巣献血ルーム	0	13,677	1,113	14,790	294	0.0	46.5	3.8	50.3
	熊谷駅献血ルーム	5,128	5,960	151	11,239	312	16.4	19.1	0.5	36.0
	川口駅献血ルーム	8,616	11,718	283	20,617	362	23.8	32.4	0.8	57.0
3年度	大宮献血ルームウエスト	22,273	22,838	1,114	46,325	365	61.3	62.6	3.1	126.9
	川越献血ルーム	12,121	14,432	1,220	27,773	365	33.2	39.5	3.3	76.1
	所沢献血ルーム	10,908	8,183	409	19,500	361	30.2	22.7	1.1	54.0
	越谷献血ルーム	10,091	16,048	224	26,866	365	27.6	44.0	2.0	73.6
	鴻巣献血ルーム	0	14,747	727	15,709	293	0.0	50.3	3.3	53.6
	熊谷駅献血ルーム	5,116	6,187	208	11,511	311	16.5	19.9	0.7	37.0
	川口駅献血ルーム	8,513	11,164	224	19,901	362	23.5	30.8	0.6	55.0
4年度	大宮献血ルームウエスト	20,715	23,298	1,046	45,059	365	56.8	63.8	2.9	123.4
	川越献血ルーム	11,785	14,275	957	27,017	365	32.3	39.1	2.6	74.0
	所沢献血ルーム	10,121	8,703	411	19,235	361	28.0	24.1	1.1	53.3
	越谷献血ルーム	9,686	16,580	650	26,916	365	26.5	45.4	1.8	73.7
	鴻巣献血ルーム	0	14,532	938	15,470	292	0.0	49.8	3.2	53.0
	熊谷駅献血ルーム	5,015	6,286	378	11,679	313	16.0	20.1	1.2	37.3
	川口駅献血ルーム	8,308	11,208	412	19,928	362	23.0	31.0	1.1	55.0
5年度	大宮献血ルームウエスト	20,639	23,245	1,224	45,108	366	56.4	63.5	3.3	123.2
	川越献血ルーム	11,863	14,526	1,212	27,601	366	32.4	39.7	3.3	75.4
	所沢献血ルーム	9,950	8,973	565	19,488	362	27.5	24.8	1.6	53.8
	越谷献血ルーム	9,096	16,679	746	26,521	366	24.9	45.6	2.0	72.5
	鴻巣献血ルーム	0	13,895	1,006	14,901	295	0.0	47.1	3.4	50.5
	熊谷駅献血ルーム	4,366	6,206	423	10,995	310	14.1	20.0	1.4	35.5
	川口駅献血ルーム	8,207	11,084	601	19,892	361	22.7	30.7	1.7	55.1
6年度	大宮献血ルームウエスト	21,853	22,860	1,394	46,107	365	59.9	62.6	3.8	126.3
	川越献血ルーム	11,682	14,702	1,348	27,732	365	32.0	40.3	3.7	76.0
	所沢献血ルーム	9,885	9,288	747	19,920	361	27.4	25.7	2.1	55.2
	越谷献血ルーム	9,548	16,616	731	26,895	365	26.2	45.5	2.0	73.7
	鴻巣献血ルーム	0	14,008	868	14,876	293	0.0	47.8	3.0	50.8
	熊谷駅献血ルーム	4,231	6,208	593	11,032	310	13.6	20.0	1.9	35.6
	川口駅献血ルーム	8,083	11,100	767	19,950	362	22.3	30.7	2.1	55.1

(9) 献血できなかった方々の状況

献血申込者のうち献血ができなかった方の割合は、11.0%でした。理由としては、血色素量不足（比重不足）によるものが多く、特に、女性では半数以上がこれに該当します。

また、その他は、服薬によるものや血圧が基準を越えているものです。

献血できなかった方々の数



献血できなかった方々の人数の推移

	献血申込者		献血できなかった方々				献血者数	
			血色素量不足		その他			
	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)
令和2年度	274,980	100.0	19,203	7.0	15,330	5.6	240,447	87.4
3年度	273,455	100.0	16,455	6.0	16,058	5.9	240,942	88.1
4年度	267,906	100.0	14,991	5.6	13,558	5.1	239,357	89.3
5年度	268,085	100.0	12,725	4.7	13,869	5.2	241,498	90.1
6年度	273,320	100.0	15,886	5.8	14,171	5.2	243,263	89.0

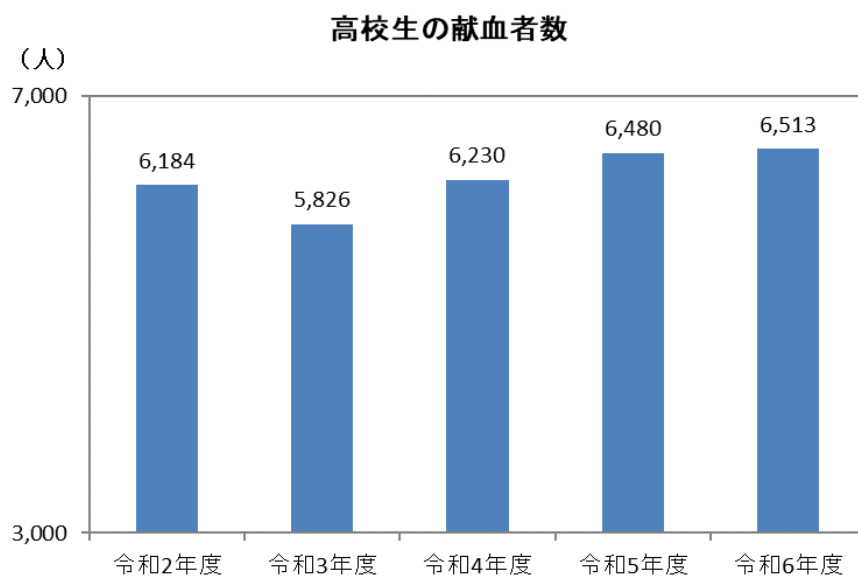
(10) 高校生の献血状況

近年は、県民の高齢化が急速に進む一方、10代から30代までの献血者数が減少し、将来、血液製剤を安定的に供給することができなくなることが危惧されています。

そこで、埼玉県では、必要なときに献血量が確保できるように、若年層を中心とした献血経験者を増やすことに努めています。

特に、高校生の献血推進には、県教育委員会と連携して注力しています。（巻頭特集グラフ参照）

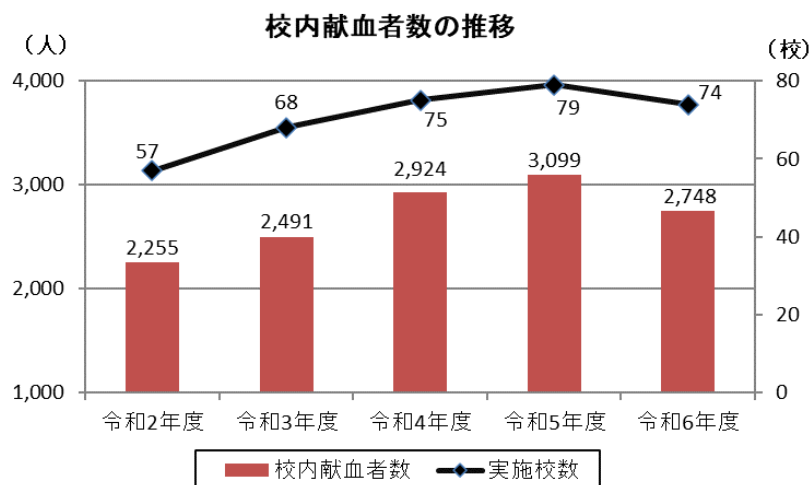
ア 高校生献血者数の推移（県内の献血ルームと移動採血車による献血者数の合計）



※ 献血者数はのべ人数

イ 高校内献血実施状況

毎年、県保健所・市町村・埼玉県赤十字血液センターの三者による学校訪問等を行い、高校内での移動採血車による献血の協力を依頼しています。



(11) 市町村別献血者数（令和6年度）

（単位：人）

		総 合 計					移 動 採 血				献 血 ル ー ム				前年
		計	対前年比	200mL	400mL	成分	計	200mL	400mL	成分	計	200mL	400mL	成分	
		243,263	100.7%	12,001	165,980	65,282	76,751	5,553	71,198	0	166,512	6,448	94,782	65,282	241,491
南 部 保 健 所	小 計	4,952	101.4%	285	3,289	1,378	1,560	150	1,410	0	3,392	135	1,879	1,378	4,886
	蕨 市	2,198	103.0%	95	1,461	642	705	47	658	0	1,493	48	803	642	2,135
	戸田市	2,754	100.1%	190	1,828	736	855	103	752	0	1,899	87	1,076	736	2,751
朝 霞 保 健 所	小 計	15,609	101.7%	816	11,246	3,547	6,923	384	6,539	0	8,686	432	4,707	3,547	15,345
	朝霞市	3,892	107.0%	190	3,249	453	2,732	126	2,606	0	1,160	64	643	453	3,637
	志木市	1,140	105.1%	79	691	370	256	29	227	0	884	50	464	370	1,085
	和光市	925	94.0%	75	691	159	534	56	478	0	391	19	213	159	984
	新座市	2,319	104.7%	154	1,667	498	916	79	837	0	1,403	75	830	498	2,214
	富士見市	2,335	103.2%	103	1,389	843	398	25	373	0	1,937	78	1,016	843	2,263
	ふじみ野市	3,630	98.1%	163	2,468	999	1,266	48	1,218	0	2,364	115	1,250	999	3,702
	三芳町	1,368	93.7%	52	1,091	225	821	21	800	0	547	31	291	225	1,460
春 日 部 保 健 所	小 計	7,152	97.2%	366	4,931	1,855	2,702	247	2,455	0	4,450	119	2,476	1,855	7,357
	春日部市	6,370	96.9%	340	4,392	1,638	2,573	235	2,338	0	3,797	105	2,054	1,638	6,574
	松伏町	782	99.9%	26	539	217	129	12	117	0	653	14	422	217	783
草 加 保 健 所	小 計	11,734	100.0%	596	8,329	2,809	3,411	339	3,072	0	8,323	257	5,257	2,809	11,732
	草加市	5,448	99.0%	312	3,955	1,181	1,809	189	1,620	0	3,639	123	2,335	1,181	5,502
	八潮市	1,610	103.3%	68	1,210	332	515	38	477	0	1,095	30	733	332	1,558
	三郷市	2,637	101.7%	122	1,852	663	831	74	757	0	1,806	48	1,095	663	2,593
	吉川市	2,039	98.1%	94	1,312	633	256	38	218	0	1,783	56	1,094	633	2,079
鴻 巣 保 健 所	小 計	17,261	98.7%	936	12,645	3,680	4,780	401	4,379	0	12,481	535	8,266	3,680	17,483
	鴻巣市	4,506	100.9%	249	3,677	580	1,318	84	1,234	0	3,188	165	2,443	580	4,464
	上尾市	6,729	95.0%	327	4,548	1,854	1,891	167	1,724	0	4,838	160	2,824	1,854	7,083
	桶川市	2,166	103.2%	114	1,538	514	482	29	453	0	1,684	85	1,085	514	2,098
	北本市	2,012	106.3%	102	1,520	390	329	20	309	0	1,683	82	1,211	390	1,892
	伊奈町	1,848	95.0%	144	1,362	342	760	101	659	0	1,088	43	703	342	1,946

		総 合 計					移 動 採 血				献 血 ル ー ム				
		計	対前年比	200mL	400mL	成分	計	200mL	400mL	成分	計	200mL	400mL	成分	前年
東松山 保健所	小計	8,139	96.2%	423	6,226	1,490	4,259	250	4,009	0	3,880	173	2,217	1,490	8,463
	東松山市	3,788	95.4%	172	2,883	733	1,966	94	1,872	0	1,822	78	1,011	733	3,971
	滑川町	742	91.5%	56	610	76	407	32	375	0	335	24	235	76	811
	嵐山町	766	102.4%	40	570	156	403	24	379	0	363	16	191	156	748
	小川町	938	103.5%	64	657	217	479	45	434	0	459	19	223	217	906
	ときがわ町	229	95.0%	11	170	48	103	3	100	0	126	8	70	48	241
	川島町	740	80.4%	34	556	150	339	19	320	0	401	15	236	150	920
	吉見町	821	107.6%	38	674	109	465	25	440	0	356	13	234	109	763
	東秩父村	115	111.7%	8	106	1	97	8	89	0	18	0	17	1	103
坂 戸 保健所	小計	7,221	103.7%	416	4,784	2,021	2,325	171	2,154	0	4,896	245	2,630	2,021	6,965
	坂戸市	3,211	104.1%	192	2,087	932	957	72	885	0	2,254	120	1,202	932	3,085
	鶴ヶ島市	2,305	105.8%	100	1,562	643	697	43	654	0	1,608	57	908	643	2,178
	毛呂山町	1,042	101.0%	81	685	276	397	33	364	0	645	48	321	276	1,032
	越生町	327	95.1%	23	215	89	130	12	118	0	197	11	97	89	344
	鳩山町	336	103.1%	20	235	81	144	11	133	0	192	9	102	81	326
狭 山 保健所	小計	26,013	101.1%	1,285	17,072	7,656	8,913	532	8,381	0	17,100	753	8,691	7,656	25,742
	所沢市	10,695	104.8%	578	6,064	4,053	1,460	130	1,330	0	9,235	448	4,734	4,053	10,207
	飯能市	2,443	93.5%	176	1,707	560	1,226	131	1,095	0	1,217	45	612	560	2,612
	狭山市	5,370	102.3%	214	3,743	1,413	2,264	102	2,162	0	3,106	112	1,581	1,413	5,251
	入間市	4,688	98.7%	201	3,338	1,149	2,202	104	2,098	0	2,486	97	1,240	1,149	4,749
	日高市	2,817	96.4%	116	2,220	481	1,761	65	1,696	0	1,056	51	524	481	2,923
加 須 保健所	小計	10,306	98.9%	455	8,614	1,237	6,149	268	5,881	0	4,157	187	2,733	1,237	10,416
	行田市	2,966	100.2%	137	2,329	500	1,320	66	1,254	0	1,646	71	1,075	500	2,960
	加須市	3,991	99.6%	231	3,260	500	2,268	147	2,121	0	1,723	84	1,139	500	4,007
	羽生市	3,349	97.1%	87	3,025	237	2,561	55	2,506	0	788	32	519	237	3,449
幸 手 保健所	小計	11,614	99.7%	592	8,571	2,451	5,046	387	4,659	0	6,568	205	3,912	2,451	11,649
	久喜市	4,848	100.6%	272	3,657	919	2,315	199	2,116	0	2,533	73	1,541	919	4,821
	蓮田市	1,965	95.9%	100	1,278	587	639	58	581	0	1,326	42	697	587	2,048
	白岡市	1,364	108.5%	55	943	366	298	23	275	0	1,066	32	668	366	1,257
	幸手市	1,491	93.5%	49	1,230	212	939	35	904	0	552	14	326	212	1,594
	杉戸町	930	98.3%	68	724	138	403	41	362	0	527	27	362	138	946
	宮代町	1,016	103.4%	48	739	229	452	31	421	0	564	17	318	229	983

		総 合 計					移 動 採 血				献 血 ル ー ム				
		計	対前年比	200mL	400mL	成分	計	200mL	400mL	成分	計	200mL	400mL	成分	前年
熊 谷 保健所	小計	13,931	100.1%	807	10,613	2,511	6,660	380	6,280	0	7,271	427	4,333	2,511	13,912
	熊谷市	7,910	99.1%	416	5,808	1,686	3,124	148	2,976	0	4,786	268	2,832	1,686	7,979
	深谷市	4,757	104.8%	298	3,790	669	2,758	175	2,583	0	1,999	123	1,207	669	4,539
	寄居町	1,264	90.7%	93	1,015	156	778	57	721	0	486	36	294	156	1,394
本 庄 保健所	小計	4,872	97.8%	344	4,306	222	4,167	309	3,858	0	705	35	448	222	4,981
	本庄市	2,937	90.2%	250	2,515	172	2,451	227	2,224	0	486	23	291	172	3,256
	美里町	530	125.9%	33	489	8	472	28	444	0	58	5	45	8	421
	神川町	367	105.5%	31	331	5	334	29	305	0	33	2	26	5	348
	上里町	1,038	108.6%	30	971	37	910	25	885	0	128	5	86	37	956
秩 父 保健所	小計	3,588	97.7%	212	3,161	215	2,884	168	2,716	0	704	44	445	215	3,672
	秩父市	2,541	96.3%	156	2,303	82	2,157	128	2,029	0	384	28	274	82	2,640
	長瀬町	196	87.5%	18	164	14	135	11	124	0	61	7	40	14	224
	小鹿野町	388	106.9%	17	327	44	306	16	290	0	82	1	37	44	363
	皆野町	207	100.0%	18	174	15	135	11	124	0	72	7	50	15	207
	横瀬町	256	107.6%	3	193	60	151	2	149	0	105	1	44	60	238
さいたま市	小計	42,906	100.9%	1,952	27,006	13,948	11,092	939	10,153	0	31,814	1,013	16,853	13,948	42,514
	さいたま市	42,906	100.9%	1,952	27,006	13,948	11,092	939	10,153	0	31,814	1,013	16,853	13,948	42,514
川 越 市	小計	13,545	101.9%	661	8,462	4,422	2,327	163	2,164	0	11,218	498	6,298	4,422	13,293
	川越市	13,545	101.9%	661	8,462	4,422	2,327	163	2,164	0	11,218	498	6,298	4,422	13,293
越 谷 市	小計	9,694	103.1%	459	5,925	3,310	1,149	230	919	0	8,545	229	5,006	3,310	9,404
	越谷市	9,694	103.1%	459	5,925	3,310	1,149	230	919	0	8,545	229	5,006	3,310	9,404
川 口 市	小計	16,911	100.4%	839	10,616	5,456	2,404	235	2,169	0	14,507	604	8,447	5,456	16,845
	川口市	16,911	100.4%	839	10,616	5,456	2,404	235	2,169	0	14,507	604	8,447	5,456	16,845
そ の 他	小計	17,815	105.8%	557	10,184	7,074	0	0	0	0	17,815	557	10,184	7,074	16,832
	県 外	17,815	105.8%	557	10,184	7,074	0	0	0	0	17,815	557	10,184	7,074	16,832

4 血液製剤の製造及び供給状況

(1) 血液製剤の製造状況

ア 献血血液の検査

献血された血液は血液センターに運ばれ、すべての血液に対して次の検査を行い、より安全性の高い血液が輸血に使用されるよう努めています。

血液型検査

ABO 血液型検査、RH 血液型検査、不規則抗体検査

ウイルス等感染防止のための検査

抗原・抗体検査

梅毒血清学的検査、B型肝炎ウイルス検査（HBs 抗原、HBs 抗体、HBc 抗体）、
C型肝炎ウイルス検査（HCV 抗体）、エイズウイルス検査（HIV-1、2 抗体）、
HTLV-1 抗体検査、ヒトパルボウイルス B19 抗原検査

核酸増幅検査（NAT）

B型肝炎ウイルス検査、C型肝炎ウイルス検査、E型肝炎ウイルス検査、エイズウイルス検査

イ 血液検査不合格数の推移

	献血者数 (人)	不合格数		不合格の理由											
		本数	比率 (%)	梅毒 抗体	比率 (%)	HBs 抗原	比率 (%)	HCV 抗体	比率 (%)	肝機能 障害	比率 (%)	不規則 抗体	比率 (%)	その他	比率 (%)
R2年度	240,447	4,209	1.8	540	0.2	532 (457)	0.2	124	0.10	2,007	0.8	127	0.1	973	0.4
3年度	240,942	3,817	1.6	496	0.2	456 (380)	0.2	132	0.10	1,832	0.8	122	0.1	860	0.4
4年度	239,357	3,520	1.5	263	0.1	434 (341)	0.2	99	0.04	1,738	0.7	126	0.05	940	0.4
5年度	241,491	3,519	1.5	216	0.1	421 (347)	0.2	108	0.04	1,742	0.7	155	0.1	949	0.4
6年度	243,263	3,593	1.5	201	0.1	379 (294)	0.2	138	0.1	1,785	0.7	115	0.05	1,067	0.4

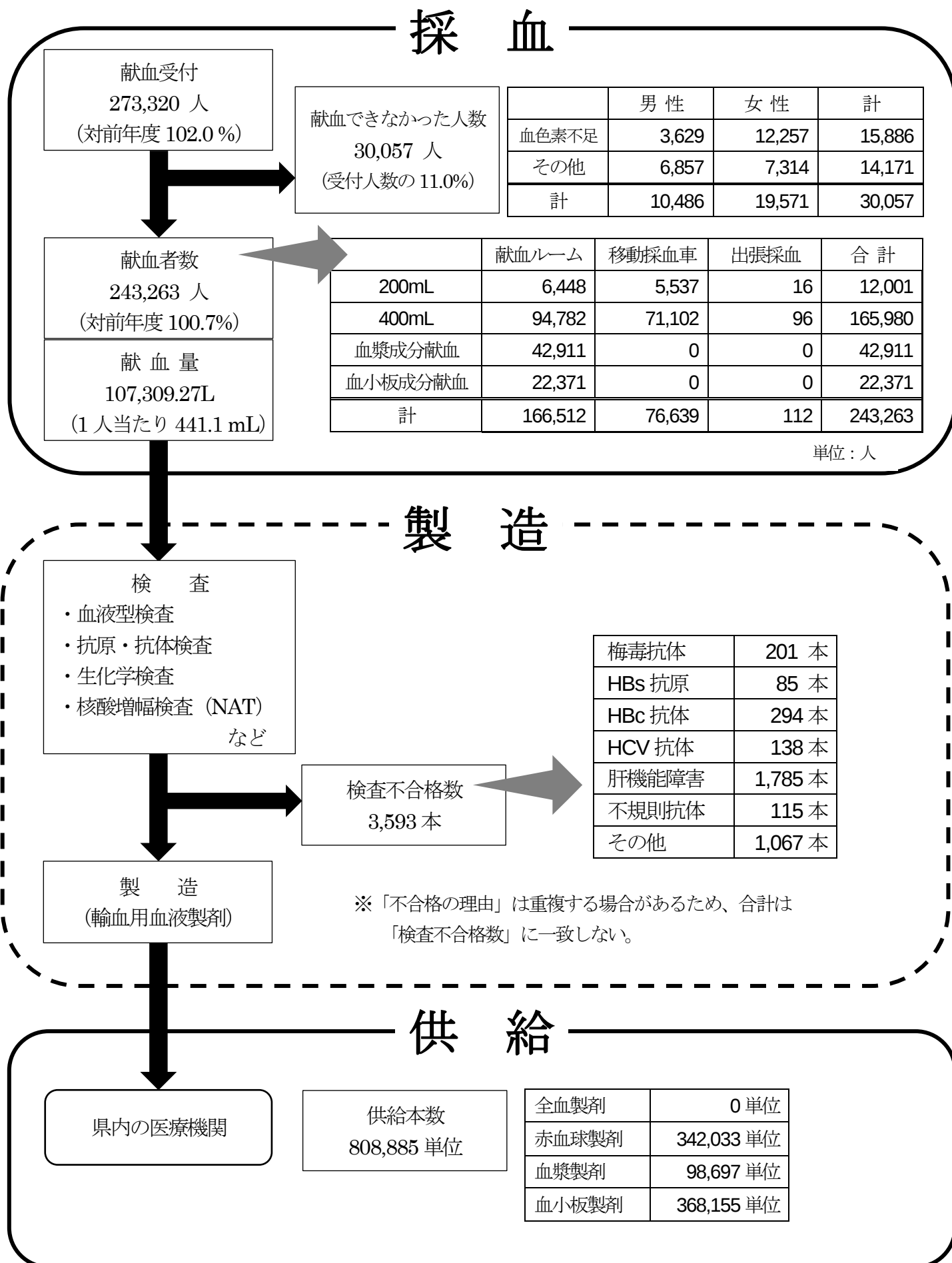
※1 「比率」は、献血者数に対する割合

※2 「不合格の理由」は、重複する場合があるため、合計は「不合格数」に一致しない。

※3 HIV、HTLV-1、ヒトパルボウイルス B19 は「その他」に含む。

※4 「HBc 抗体」は、「HBs 抗原」に含み、（ ）内に内数として示した。

(2) 埼玉県内の献血された血液の動向



(3) 血液製剤の供給状況

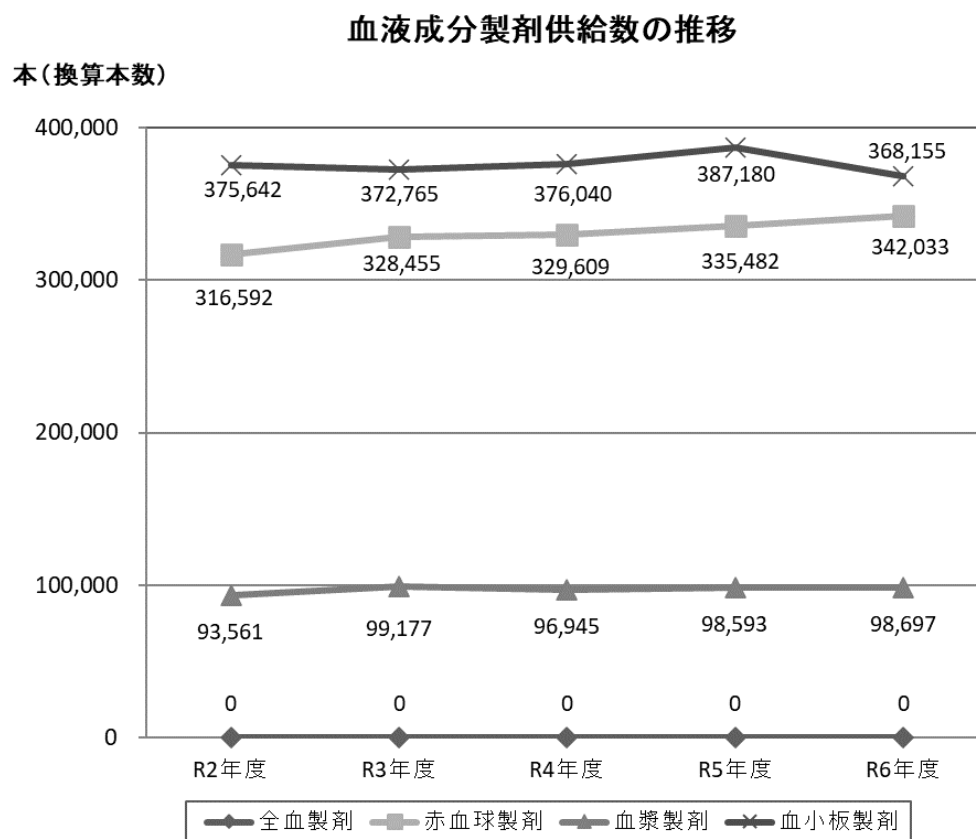
ア 血液製剤種類別供給数

製 剤 名		200mL 献血由来	400mL 献血由来	成分献血由来	合 計
全血製剤	人全血液－LR「日赤」	0	0	0	0
	照射人全血液－LR「日赤」	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0
赤血球製剤	赤血球液－LR「日赤」	0	5,015	0	5,015
	照射赤血球液－LR「日赤」	10,637	160,601	0	171,238
	洗浄赤血球液－LR「日赤」	0	0	0	0
	照射洗浄赤血球液－LR「日赤」	10	76	0	86
	合成血液－LR「日赤」	0	0	0	0
	照射合成血液－LR「日赤」	0	0	0	0
	解凍赤血球液－LR「日赤」	0	0	0	0
	照射解凍赤血球液－LR「日赤」	0	1	0	1
	合計	10,647	165,693	0	176,340
血漿製剤	新鮮凍結血漿－LR「日赤」 120 (1 単位)	835	0	0	835
	新鮮凍結血漿－LR「日赤」 240 (2 単位)	0	30,451	0	30,451
	新鮮凍結血漿－LR「日赤」 480 (4 単位)	0	0	9,240	9,240
	合計	835	30,451	9,240	40,526
血小板製剤	濃厚血小板－LR「日赤」 (1 単位)	0	0	0	0
	濃厚血小板－LR「日赤」 (2 単位)	0	0	0	0
	濃厚血小板－LR「日赤」 (5 単位)	0	0	0	0
	濃厚血小板－LR「日赤」 (10 単位)	0	0	0	0
	濃厚血小板－LR「日赤」 (15 単位)	0	0	0	0
	濃厚血小板－LR「日赤」 (20 単位)	0	0	0	0
	照射濃厚血小板－LR「日赤」 (1 単位)	0	0	0	0
	照射濃厚血小板－LR「日赤」 (2 単位)	0	0	0	0
	照射濃厚血小板－LR「日赤」 (5 単位)	0	0	735	735
	照射濃厚血小板－LR「日赤」 (10 単位)	0	0	33,082	33,082
	照射濃厚血小板－LR「日赤」 (15 単位)	0	0	314	314
	照射濃厚血小板－LR「日赤」 (20 単位)	0	0	1,057	1,057
	濃厚血小板 HLA－LR「日赤」 (10 単位)	0	0	0	0
	濃厚血小板 HLA－LR「日赤」 (15 単位)	0	0	0	0
	濃厚血小板 HLA－LR「日赤」 (20 単位)	0	0	0	0
	照射濃厚血小板 HLA－LR「日赤」 (10 単位)	0	0	330	330
	照射濃厚血小板 HLA－LR「日赤」 (15 単位)	0	0	18	18
	照射濃厚血小板 HLA－LR「日赤」 (20 単位)	0	0	1	1
	照射洗浄血小板－LR「日赤」	0	0	396	396
	照射洗浄血小板 HLA－LR「日赤」	0	0	26	26
	合計	0	0	35,959	35,959
供給実績		11,482	196,144	45,199	252,825

単位：本

イ 血液成分製剤供給数の推移

輸血用血液製剤の供給は、輸血の安全性を高めるため400mL及び成分献血由来の高単位の製剤の供給数が増加しています。



資 料



埼玉県マスコット「コバトン」
埼玉県献血マスコット「エビオ君」

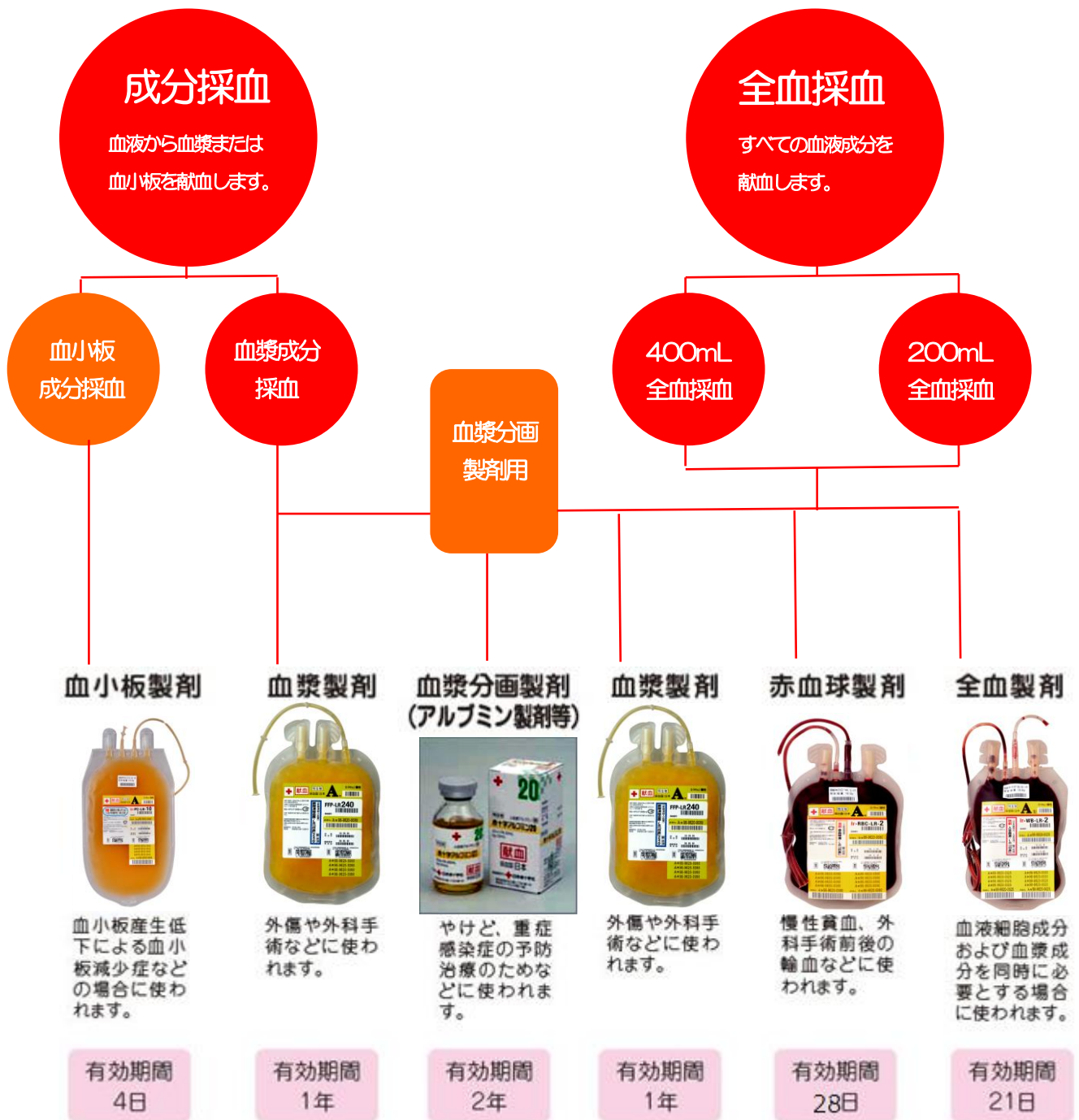
※ 令和7年10月1日現在の内容となっています。

献血の種類と血液製剤

献血には、全血献血と成分献血があります。

全血献血には、400mL 献血と 200mL 献血があり、血液中のすべての成分を採血する方法です。

一方、成分献血には血小板成分献血と血漿成分献血があります。成分採血装置を使用して血液中から血漿や血小板といった特定の成分だけを採血し、体内で回復に時間のかかる赤血球などの成分は再び体内に戻す献血方法です。そのため、成分献血は体への負担も軽いという特長があります。



※主な製剤についての有効期間を示しています。

献血基準と献血の間隔

献血の種類 項目		全血献血		成分献血	
		200mL	400mL	血漿	血小板
1 回献血量		200mL	400mL	600mL 以下 (循環血液量の 12%以内)	
年齢 (※)		16 歳～69 歳	男性：17 歳～69 歳 女性：18 歳～69 歳	18 歳～69 歳	男性：18 歳～69 歳 女性：18 歳～54 歳
体重		男性：45kg 以上 女性：40kg 以上	男女とも 50kg 以上	男性：45kg 以上 女性：40kg 以上	
血圧		最高血圧：90mmHg 以上 180mmHg 未満 最低血圧：50mmHg 以上 110mmHg 未満			
脈拍		安静に保った状態での脈拍が 40 回/分以上 100 回/分以下			
体温		37.5℃以上の発熱をしていないこと			
血色素量 (ヘモグロビン濃度)		男性：125g/dL以上 女性：120g/dL 以上	男性：13.0dL 以上 女性：125g/dL 以上	12.0g/dL 以上 (赤血球指数が標準域にある女性は 11.5g/dL 以上)	12.0g/dL 以上
血小板数		—		—	15 万/μL 以上 60 万/μL 以下
年間総献血量		200mL 献血と 400mL 献血を合わせて 男性：1,200mL 以内 女性：800mL 以内		—	
年間献血回数		男性：6 回以内 女性：4 回以内	男性：3 回以内 女性：2 回以内	血小板成分献血 1 回を 2 回分に換算して 血漿成分献血と合計で 24 回以内	
採血 間隔	前回				
	200mL	男女とも 4 週間後の同じ曜日から			
	400mL	男性：12 週間後 女性：16 週間後 の同じ曜日から		男女とも 8 週間後の同じ曜日から	
	血漿	男女とも 2 週間後の同じ曜日から			
	血小板	なお、血漿を含まない場合には、1 週間後に血小板成分献血が可能。 ただし、4 週間に 4 回実施した場合には、次回まで 4 週間以上期間をあけること。			
共通事項		次の方からは採血ができません。 ① 妊娠していると認められる方、又は過去 6 ヶ月以内に妊娠していたと認められる方 ② 採血により悪化するおそれのある循環系疾患、血液疾患その他の疾患に罹っていると認められる方 ③ 有熱者その他健康状態が不良であると認められる方			

※ 65～69 歳の方は、60～64 歳までの間に献血の経験がある方に限られます。

検査成績のお知らせ

血液センターでは、7項目の生化学検査成績と8項目の血球計数検査成績について、通知を希望された方に献血後おおむね2週間程度で親展（書簡の郵便）にてお知らせしています。

また、受付時に、B型・C型・E型肝炎検査、梅毒検査、HTLV-1抗体検査の結果通知を希望された方には、異常を認めた場合献血後1カ月以内に親展（書簡の郵便）にてお知らせします。

生化学検査

検査項目	説明
ALT/GPT	肝臓に最も多く含まれる酵素です。肝細胞が破壊されると血液中に流れ出すので、急性肝炎で最も強く上昇し、慢性肝炎や脂肪肝（肥満）などでも上昇します。激しい運動の後に一過性の上昇がみられることがあります。
γ-GTP	肝、胆道、膵、腎などに多く含まれる酵素です。上昇する疾患は閉塞性黄疸、肝炎、アルコール性肝障害などです。病気がなくても長期飲酒者では上昇することが多く、1ヵ月位禁酒するとある程度正常化します。
総蛋白 (TP)	血清中には80種類以上の蛋白が含まれ、種々の機能を持ち、生命維持に大きな役割を果たします。その総量を総蛋白として測定しています。
アルブミン (ALB)	血清蛋白の50%以上を占めるアルブミンは、病気などで栄養が悪くなると減少するため、健康診断のスクリーニングとして大きな意味があります。
アルブミン対 グロブリン比 (A/G)	血清蛋白はアルブミン（A）とグロブリン（G）に分けられ、その比率は健康な人では一定の範囲にあります。が、病気によってはその比率が変化（主として減少）してきます。
コレステロール (CHOL)	血清脂質の一つで、一般に脂肪の多い食事を続けていると上昇します。また肝臓などで作られ、肝、胆道、腎、甲状腺の病気などでその値が上下することがあります。血清コレステロールが多くなると動脈硬化を起こしやすいとされています。
グリコアルブミン (GA)	糖尿病の検査の一つです。過去約2週間の血糖値が低い状態が続いていると低下し、高い状態が続いていると上昇します。糖尿病では標準値より上昇します。

血球計数検査

検査項目	説明
赤血球数 (RBC)	赤血球は血液の主な細胞成分で、酸素を肺から各組織へ運ぶ働きを持っています。
ヘモグロビン量 (Hb)	貧血の有無を知る目安 血液の赤い色は赤血球に含まれるヘモグロビン（血色素）によるもので、赤血球の働きの中心となっています。
ヘマトクリット値 (Ht)	ヘマトクリット値は、一定の血液量に対する赤血球の割合（容積）をパーセントで表したものです。
平均赤血球容積 (MCV)	赤血球1個の平均的容積、すなわち赤血球の大きさの指標となるもので、赤血球数とヘマトクリット値から算出したものです。
平均赤血球 ヘモグロビン量 (MCH)	貧血の場合、その種類の判定の目安 赤血球1個に含まれるヘモグロビン量を平均的に表したもので、赤血球数とヘモグロビン濃度から算出したものです。
平均赤血球 ヘモグロビン濃度 (MCHC)	赤血球の一定容積に対するヘモグロビン量の比をパーセントで表したもので、ヘモグロビン濃度とヘマトクリット値から算出したものです。
白血球数 (WBC)	白血球は細菌などを食食し、免疫情報を伝達し、さらには免疫能を発現して生体防御にかかわっています。細菌感染症があると一般に白血球数は増加しますが、ウイルス感染症の場合はかえって減少することもあります。
血小板数 (PLT)	血小板は出血を止めるための重要な働きを持ち、この値が極端に減少すると出血を起こしやすくなります。

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

(昭和三十一年法律第百六十号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正な使用の推進のために必要な措置を講ずるとともに、人の血液の利用の適正及び献血者等の保護を図るために必要な規制を行うことにより、国民の保健衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「血液製剤」とは、人体から採取された血液を原料として製造される医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品をいう。以下同じ。）であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

2 この法律で「献血者等」とは、献血をする者その他の被採血者をいう。

3 この法律で「採血事業者」とは、人体から採血することについて第十三条第一項の許可を受けた者をいう。

4 この法律で「製造販売業者」、「製造業者」又は「販売業者」とは、それぞれ医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者若しくは同法第二十三条の二十第一項の再生医療等製品（同法に規定する再生医療等製品をいう。以下同じ。）の製造販売業の許可を受けた者、同法第十三条第一項の医薬品の製造業の許可を受けた者若しくは同法第二十三条の二十二第一項の再生医療等製品の製造業の許可を受けた者又は同法第二十四条第一項の医薬品の販売業の許可を受けた者をいう。

(基本理念)

第三条 血液製剤は、その原料である血液の特性にかんがみ、その安全性の向上に常に配慮して、製造され、供給され、又は使用されなければならない。

2 血液製剤は、国内自給（国内で使用される血液製剤が原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造されることをいう。以下同じ。）が確保されることを基本とするとともに、安定的に供給されるようにしなければならない。

3 血液製剤は、献血により得られる血液を原料とする貴重なものであること、及びその原料である血液の特性にかんがみ、適正に使用されなければならない。

4 国、地方公共団体その他の関係者は、この法律に基づく施策の策定及び実施に当たっては、公正の確保及び透明性の向上が図られるよう努めなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、基本理念にのっとり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 国は、血液製剤に関し国内自給が確保されることとなるように、献血に関する国民の理解及び協力を得るための教育及び啓発、血液製剤の適正な使用の推進に関する施策の策定及び実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、献血について住民の理解を深めると

もに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。

(採血事業者の責務)

第六条 採血事業者は、基本理念にのっとり、献血の受入れを推進し、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に協力するとともに、献血者等の保護に努めなければならない。

(原料血漿の製造業者等の責務)

第七条 原料血漿（国内で献血により得られる人血漿であつて血液製剤の原料となるものをいう。以下同じ。）の製造業者並びに血液製剤の製造販売業者、製造業者及び販売業者は、基本理念にのっとり、安全な血液製剤の安定的かつ適切な供給並びにその安全性の向上に寄与する技術の開発並びに情報の収集及び提供に努めなければならない。

(医療関係者の責務)

第八条 医師その他の医療関係者は、基本理念にのっとり、血液製剤の適正な使用に努めるとともに、血液製剤の安全性に関する情報の収集及び提供に努めなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第九条 厚生労働大臣は、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向
- 二 血液製剤（用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、厚生労働省令で定めるものを含む。第八号において同じ。）についての中期的な需給の見通し
- 三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項
- 四 献血の推進に関する事項
- 五 血液製剤の製造及び供給に関する事項
- 六 血液製剤の安全性の向上に関する事項
- 七 血液製剤の適正な使用に関する事項
- 八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、薬事審議会の意見を聴くものとする。

5 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(献血推進計画)

第十条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定め、都道府県にその写しを送付するものとする。

2 献血推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量
- 二 献血に関する普及啓発その他の前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項
- 三 その他献血の推進に関する重要事項

- 3 採血事業者及び血液製剤（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の製造販売業者は、献血推進計画の作成に資するため、毎年度、翌年度において献血により受け入れることが可能であると見込まれる血液の量、供給すると見込まれる血液製剤の量その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 前条第四項及び第五項の規定は、献血推進計画について準用する。
- 5 都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画（次項において「都道府県献血推進計画」という。）を定めるものとする。
- 6 都道府県は、都道府県献血推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出するものとする。

（献血受入計画）

第十一条 採血事業者は、基本方針及び献血推進計画に基づき、毎年度、都道府県の区域を単位として、翌年度の献血の受入れに関する計画（以下「献血受入計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

- 2 献血受入計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該年度に献血により受け入れる血液の目標量
 - 二 献血をする者の募集その他の前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項
 - 三 その他献血の受入れに関する重要事項
- 3 採血事業者は、献血受入計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の意見を聴かなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、薬事審議会の意見を聴くものとする。
- 5 採血事業者は、第一項の認可を受けた献血受入計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 6 第三項及び第四項の規定は、前項の認可について準用する。
- 7 都道府県及び市町村は、献血推進計画に基づき、第一項又は第五項の認可を受けた献血受入計画の当該地域における円滑な実施を確保するため、必要な協力を行わなければならない。

第三章 採血

（採血等の制限）

第十二条 次に掲げる物を製造する者がその原料とし、又は採血事業者若しくは病院若しくは診療所の開設者が次に掲げる物の原料とする目的で採血する場合を除いては、何人も、業として、人体から採血してはならない。ただし、治療行為として、又は輸血、医学的検査若しくは学術研究のための血液を得る目的で採血する場合は、この限りでない。

- 一 血液製剤
 - 二 医薬品（血液製剤を除く。）、医療機器（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医療機器をいう。次号において同じ。）又は再生医療等製品
 - 三 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の研究開発において試験に用いる物その他の医療の質又は保健衛生の向上に資する物として厚生労働省令で定める物
- 2 何人も、業として、人体から採取された血液又はこれから得られた物を原料として、前項各号に掲げる物以外の物を製造してはならない。ただし、血液製剤の製造に伴って副次的に得られた物又は厚生労働省令で定めるところによりその本来の用途に適しないか若しくは適しなくなつたとされる血液製剤を原料とする場合は、この限りでない。

(業として行う採血の許可)

第十三条 血液製剤の原料とする目的で、業として、人体から採血しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、病院又は診療所の開設者が、当該病院又は診療所における診療のために用いられる血液製剤のみの原料とする目的で採血しようとするときは、この限りでない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可を与えてはならない。
 - 一 第二十二條第一項に規定する採血の業務の管理及び構造設備に関する基準に従つて採血を適正に行うに足る能力を有するものであること。
 - 二 献血者等につき、第二十五條第一項に規定する健康診断を行うために必要な措置を講じていること。
 - 三 第二十五條第二項に規定する採血が健康上有害であると認められる者からの採血を防止するために必要な措置を講じていること。
 - 四 他の採血事業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の採血事業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとするものでないこと。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようとする者が前項各号のいずれにも適合していると認める場合であつても、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可を与えないことができる。
 - 一 血液製剤又は原料血漿の供給が既に需要を満たしていると認めるとき。
 - 二 申請者が採取しようとする血液の供給源となる地域において、その者が必要とする量の血液の供給を受けることが著しく困難であると認めるとき。
 - 三 申請者が営利を目的として採血しようとする者であるとき。
 - 四 申請者が第二十三條の規定による許可の取消しの処分又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十五條第一項の規定による医薬品の製造業の許可の取消しの処分を受け、その処分の日から起算して三年を経過していないとき。
 - 五 申請者が法人である場合において、その業務を行う役員のうちに前号の規定に該当する者があるとき。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、薬事審議会の意見を聴くものとする。
- 5 採血事業者は、厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 6 厚生労働大臣は、第一項の許可をし、又は前項の届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

(事業の休廃止)

第十四条 採血事業者は、その許可に係る事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の許可をしようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。ただし、当該事業の休止又は廃止によつて著しく公益を害するおそれがないと認められるときは、この限りでない。
- 3 前条第六項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。

(採血事業者に対する指示)

第十五条 厚生労働大臣は、献血者等の保護及び血液の利用の適正を期するため必要があると認めるときは、採血事業者に対して、採取する血液の量その他の事項に関し必要な指示をすることができる。

(有料での採血等の禁止)

第十六条 何人も、有料で、人体から採血し、又は人の血液の提供のあつせんをしてはならない。

(業務規程)

第十七条 採血事業者は、採血及びこれに附帯する業務（以下「採血関係業務」という。）に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務規程に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 採血事業者は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務規程を公表しなければならない。

(事業計画等)

第十八条 採血事業者は、採血関係業務に関し、毎事業年度の開始前に、厚生労働省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(事業報告書等)

第十九条 採血事業者は、採血関係業務に関し、毎事業年度の経過後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、その事業年度の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

(改善命令)

第二十条 厚生労働大臣は、採血関係業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、採血事業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(採血責任者等の設置)

第二十一条 採血事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、採血所（採血を行う場所をいい、採血の用に供する車両を含む。以下同じ。）ごとに、採血の業務を管理する採血責任者を置かなければならない。

2 採血事業者は、二以上の採血所を開設したときは、採血責任者の設置、採血責任者に対する採血の指図その他採血の業務を統括管理させるために、採血統括者を置かなければならない。

3 採血責任者及び採血統括者が遵守すべき事項については、厚生労働省令で定める。

(採血所の管理等)

第二十二条 採血事業者は、厚生労働省令で定める採血の業務の管理及び構造設備に関する基準に適合した採血所において、採血しなければならない。

2 厚生労働大臣は、採血所が前項に掲げる基準に適合しないと認めるときは、採血事業者に対し、その採血の業務の管理若しくは構造設備の改善を命じ、又はそれらの改善を行うまでの間その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第二十三条 厚生労働大臣は、採血事業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第十五条の規定による指示に違反したときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(立入検査等)

第二十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、採血事業者から必要な報告を徴し、又は当該職員をして採血事業者の事務所、採血所その他の場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 当該職員は、前項の規定による立入り、検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(採血者の義務)

第二十五条 血液製剤の原料たる血液又は輸血のための血液を得る目的で、人体から採血しようとする者は、あらかじめ献血者等につき、厚生労働省令で定める方法による健康診断を行わなければならない。

- 2 前項の採血者は、厚生労働省令で定めるところにより貧血者、年少者、妊娠中の者その他の採血が健康上有害であると認められる者から採血してはならない。
- 3 第十二条第一項第二号及び第三号に掲げる物の原料たる血液を得る目的で、人体から採血しようとする者は、献血者等に対し採取した血液の使途その他採血に関し必要な事項について適切な説明を行い、その同意を得ることその他の厚生労働省令で定める措置の実施を確保しなければならない。

第四章 血液製剤の安定供給

(需給計画)

第二十六条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の血液製剤（用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、厚生労働省令で定めるものを含み、厚生労働省令で定める血液製剤を除く。以下この条及び次条において同じ。）の安定供給に関する計画（以下「需給計画」という。）を定めるものとする。

- 2 需給計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量
 - 二 当該年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標
 - 三 当該年度に確保されるべき原料血漿の量の目標
 - 四 当該年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標
 - 五 その他原料血漿の有効利用に関する重要事項
- 3 原料血漿の製造業者及び血液製剤の製造販売業者等（製造販売業者及び製造業者をいう。以下同じ。）は、需給計画の作成に資するため、毎年度、翌年度において供給すると見込まれる原料血漿の量、製造し又は輸入すると見込まれる血液製剤の量その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 需給計画の作成に当たっては、原料血漿は、医療上の必要性が高いと認められる種類の血液製剤の製造に対し、優先的に供給されるよう配慮しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、需給計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、薬事審議会の意見を聴くものとする。
- 6 厚生労働大臣は、需給計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 7 原料血漿の製造業者及び血液製剤の製造販売業者等は、原料血漿の供給又は血液製剤の製造若しくは輸入に当たっては、需給計画を尊重しなければならない。

(実績報告等)

第二十七条 原料血漿の製造業者は、厚生労働省令で定めるところにより、原料血漿の供給の実績を厚生労働大臣に報告しなければならない。

- 2 血液製剤の製造販売業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、血液製剤の製造又は輸入の実績を厚生労働大臣に報告しなければならない。

- 3 厚生労働大臣は、前二項の規定により報告された実績が需給計画に照らし著しく適正を欠くと認めるときは、当該報告を行つた原料血漿の製造業者又は血液製剤の製造販売業者等に対し、需給計画を尊重して原料血漿を供給し、又は血液製剤を製造し、若しくは輸入すべきことを勧告することができる。
- 4 厚生労働大臣は、毎年度、需給計画の実施状況について、薬事審議会に報告するものとする。

(原料血漿の製造業者による原料血漿の供給)

第二十八条 原料血漿の製造業者は、血液製剤について医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の承認を受けた製造販売業者、当該製造販売業者から委託を受けた製造業者その他厚生労働省令で定める者以外の者に原料血漿を供給してはならない。

第五章 雑則

(採血事業者等の情報提供)

- 第二十九条 次の各号に掲げる者は、血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずるために必要と認められる場合には、それぞれ当該各号に定める情報を、血液製剤の製造販売業者に提供しなければならない。
- 一 血液製剤の原料たる血液を採取した採血事業者 当該血液の安全性に関する必要な情報
 - 二 血液製剤の原料たる原料血漿を製造した製造業者 当該原料血漿の安全性に関する必要な情報
 - 三 血液製剤を製造した製造業者 当該血液製剤の安全性に関する必要な情報
- 2 採血事業者は、血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずるために必要と認められる場合には、その採取した血液の安全性に関する必要な情報を、他の採血事業者に提供しなければならない。

(薬事・食品衛生審議会への報告)

第三十条 厚生労働大臣は、毎年度、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の二十四第一項に規定する生物由来製品（血液製剤に限る。）の評価に係る報告について薬事審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、採血事業者に対する指示その他血液製剤の安全性の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(業として行う採血と医業)

第三十一条 業として人体から採血することは、医療及び歯科医療以外の目的で行われる場合であつても、医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十七条に規定する医業に該当するものとする。

(事務の区分)

第三十二条 第二十四条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六章 罰則

第三十三条 第十六条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十四条 第十二条又は第十三条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十五条 第二十二条第二項又は第二十三条の規定による業務停止の処分に違反した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十六条 第十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十七条 第二十条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十八条 第二十五条第一項の採血者（その者が法人である場合にあつては、その役員）及びその職員並びにこれらの者であつた者が、採血の業務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者若しくは同項の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者又は第十条第三項、第十一条第一項若しくは第五項、第二十六条第三項若しくは第二十七条第一項若しくは第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

略

令和 7 年度埼玉県献血推進計画

1 はじめに

(1) 計画策定の背景

我が国の血液事業は、昭和 39 年に閣議決定された「献血の推進について」を契機として、すべての血液製剤を国内での献血により自給することを目標に掲げ、推進を図ってきました。

平成 15 年 7 月 30 日には、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（以下、「法律」という。）が施行されました。

法律では、国、都道府県及び市町村等の地方公共団体、採血事業者及び医療関係者等の責務が明確化され、都道府県では、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血推進に関する計画を定めることとされています。

本計画は、法律第 10 条第 5 項に基づき、県民の献血への理解を深めることや採血事業者による献血の受入が円滑に実施されるよう、令和 7 年度における献血推進に関する計画として策定するものです。

(2) 基本的な考え方

県は、昭和 39 年に学識経験者や関係団体の代表者で構成する「埼玉県献血推進協議会」を設置し、献血の普及啓発並びに献血者の組織化や献血制度の適正な運営を図っています。

今後とも、国、市町村、採血事業者である埼玉県赤十字血液センター（以下、「血液センター」という。）及び献血関係団体などと連携を図り、地域の実情に応じた献血推進活動を行い、より多くの県民の皆様に献血の御協力をいただけるよう努めます。

(3) 計画の期間

この計画は、令和 7 年度の 1 年間とします。

2 献血確保目標

(1) 献血により確保すべき血液の目標量

医療機関へ安定的な血液の供給を図るため、輸血用血液製剤の供給動向及び国から示された原料血漿確保目標量を勘案した結果、令和7年度の献血により確保すべき血液の目標量は、全血献血による確保量が70,698L、成分献血による確保量が39,698Lの合計110,396Lです。

	令和7年度 目標量	令和6年度 目標量	令和5年度		
			目標量	実績	達成率
全血献血	70,698	68,274	67,982	68,474.8	100.7%
成分献血	39,698	39,286	38,069	36,810.9	96.7%
合 計	110,396	107,560	106,051	105,285.7	99.3%

(単位：L／小数点第二位以下四捨五入)

(2) 血液の目標量を確保するために必要な献血受付者数

目標量を確保するために必要な献血受付者数は次のとおりです。

	令和7年度 目標人数	令和6年度 目標人数	令和5年度		
			目標人数	確保実績	達成率
移動採血車	97,000	95,000	100,000	87,731	87.7%
全血献血	97,000	95,000	100,000	87,731	87.7%
固定施設	180,000	176,000	180,000	180,354	100.2%
全血献血	103,000	100,000	100,000	111,179	111.2%
成分献血	77,000	76,000	80,000	69,175	86.5%
合 計	277,000	271,000	280,000	268,085	95.7%
全血献血	200,000	195,000	200,000	198,910	99.5%
成分献血	77,000	76,000	80,000	69,175	86.5%

(単位：人)

移動採血車による献血受付者目標人数については、市町村ごとの目標人数を別紙のとおり定め、計画的な献血者の確保に努めるものとします。

3 具体的な方策

(1) 献血の普及啓発と献血組織の充実

ア 愛の血液助け合い運動

- ・ 彩の国さいたま「愛の血液助け合い運動」(7~8月)を実施します。期間中に「彩の国さいたま愛の血液助け合いの集い」を開催し、献血協力団体等の表彰やイベント等を行い、広く県民に献血の普及啓発を図ります。

イ 広報の強化

- ・ 広報紙やホームページによる従来型の広報のほか、報道機関に献血の状況やイベント等の情報を積極的に提供し普及啓発を図ります。
- ・ 業務用公式 X 等の SNS を積極的に活用し、普及啓発を図ります。
- ・ 血液センターは、公式 facebook、X 及び Instagram のさらなる活用を図ります。

ウ 市町村との連携

- ・ 市町村における血液事業を支援するために事業費の補助を行います。
- ・ 市町村献血担当者会議等を開催し、市町村との情報交換等を積極的に図るほか、市町村職員を対象とした研修等を実施し血液事業への理解を深めます。
- ・ 市町村広報誌に、県が実施するキャンペーンやイベント等の情報掲載を依頼します。
- ・ 市町村の協力を得て献血協力団体(事業所)、校内献血実施校の確保を図ります。

(2) 若年層献血の推進

ア 次世代の献血者の育成

- ・ 将来の献血を担う世代である中学生に、献血を身近に感じてもらうため「献血推進ポスターコンクール」を開催します。
- ・ 小・中・高等学校の社会科見学で関東甲信越ブロック血液センターを活用していただくなど献血の重要性について学ぶ機会を設けてもらえるよう、教育委員会等を通じて小・中・高等学校に働きかけます。
- ・ 「血液に関する出前講座」や「献血セミナー」等を積極的に実施し普及啓発を図ります。
- ・ 若者に人気の動画クリエイターを起用した全国初の「献血体験動画」(平成30年度制作)を各広報媒体及びイベント会場等で周知し、若者の献血に対する漠然とした不安を払しょくするよう努めます。

イ 若年層向けキャンペーンの実施

- ・ 「新社会人献血キャンペーン」(4~6月)、「はたちの献血」キャンペーン(1~2月)、「卒業献血キャンペーン」(2~4月)を実施し、若年層の献血者の確保に努めます。
- ・ 10代から30代を主なターゲットとした「初回献血!お友達&ご家族紹介キャンペーン」(9~11月)を実施し、若年層献血のさらなる普及啓発を図ります。

ウ 高校生献血の推進

- ・ 教育委員会等高等学校を所管する関係機関と連携し、県内の公立高校及び私立高校における校内献血を引き続き推進するとともに、「血液に関する出前講座」や「献血セミナー」等を積極的に実施し高校生献血の推進を図ります。
- ・ 高校生献血のさらなる推進を図るため、「高校生献血カード」を作成・配布し、複数回献血への理解と協力を求めます。

エ 学生献血推進ボランティアとの連携

- ・ 県内の大学生で構成する学生献血推進連盟と連携を図り、同世代からの働きかけにより若年層の献血者の増加を図ります。
- ・ 県内の大学の学園祭に積極的に移動採血車を配車し、献血への協力を求めます。

オ 県内プロスポーツチームとの連携

- ・ 県内のプロスポーツチームに献血の啓発広報やイベントに参加してもらい、スポーツに興味がある若年層を中心に献血の推進を図ります。

カ タレントを起用した啓発活動の展開

- ・ 彩の国けんけつ特命大使や彩の国けんけつ大使等をキャンペーンや学園祭等のイベントに積極的に起用し、若年層を対象に啓発活動を行います。

(3) その他の献血の普及啓発

ア 一般県民向けキャンペーン、イベントの実施

- ・ 「クリスマス献血キャンペーン」(12月)を実施し、広い年齢層を対象とした普及啓発を図ります。
- ・ 関東甲信越ブロック血液センター埼玉製造所の見学会の開催やショッピングモール等におけるイベントの実施等により献血の普及啓発を図ります。

イ 中高年層への献血啓発

- ・ 60～64歳まで献血を行うと69歳まで献血可能になることや、服薬の種類によっては当日献血できる場合があることなど、広い年齢層を対象とした献血の正しい知識の普及啓発を図ります。
- ・ 60～64歳を対象とした「シニア ^{ロクマル}60～64 ^{ロクヨン}初回献血キャンペーン」(1～3月)を実施し、中高年層を中心とした献血の啓発活動を行います。

(4) 安全な血液の安定供給の確保

ア 複数回献血の推進

- ・ 献血 Web 会員サービス(ラブラッド)への加入を促進し、年に複数回の400mL献血、成分献血を推進することで、血液の安定的な確保を図ります。

イ 事業所等献血協力団体の確保

- ・ 県内の事業所等への訪問により献血協力団体を確保し、血液の安定供給を図ります。
- ・ 既に献血に協力いただいている事業所には、実施回数を増やすなど更なる協力を呼びかけます。
- ・ 県内自治体職員に対しても、職員献血への積極的な協力を呼びかけます。

ウ 予約献血の推進

- ・ 来場者の一時的な集中を防ぎ、所要時間の短縮及び血液の安定確保のため、予約献血の推進を図ります。

エ 血液製剤の安全性を向上するための対策

- ・ 県民に、HIV等感染症の検査を目的とした献血を行わないこと、問診時等に虚偽の申告をしないことを周知します。
- ・ 血液センター(は、新興・再興感染症のまん延下には、献血会場運営職員の健康状態を管理し、献血協力者に対する入場前の手指消毒や体温測定を徹底することで、献血会場の良好な衛生環境の保持に努めます。

(5) 適正使用の推進

- ・ 血液製剤を使用する医療機関、血液センター及び県で構成する埼玉県合同輸血療法委員会において、県内における適正かつ安全な輸血療法の向上を図るため調査や検討を行います。
- ・ 適正かつ安全な輸血療法の向上を図るため、「埼玉輸血フォーラム」を開催します。

4 その他の重要事項

(1) 埼玉県献血推進協議会の開催

- 埼玉県献血推進協議会要綱に基づき、血液に係る学識経験者をはじめ、関係機関、団体の代表で構成する「埼玉県献血推進協議会」を開催し、血液事業に対する今後の施策について検討します。

(2) 血液製剤の在庫水準の把握と不足時の的確な対応

- 血液センターの赤血球製剤等の在庫水準を把握し、在庫量が不足する場合又は不足が予測される場合には、国及び日本赤十字社の対応マニュアルに基づき所要の対策を講じます。
- 実施にあたっては市町村等関係機関との連携を図ります。

(3) 災害時等における献血の確保

- 「埼玉県地域防災計画」における救急救助・医療救護計画により、被災後直ちに血液センター等の被災状況を調査しその機能の保持に努めるとともに、状況に応じて血液の確保を図るため必要な措置を講じます。

令和 7 年度市町村献血受付者目標人数

保健所	管轄別	市町村	令和 7 年度 目標人数	令和 6 年度 目標人数	令和 5 年度 受付実績	令和 4 年度 受付実績	令和 3 年度 受付実績
合計	97,000	県全体	97,000	95,000	87,731	86,154	85,747
南部	1,953	蕨市	764	667	791	651	608
		戸田市	1,189	1,095	1,030	970	1,189
朝霞	8,485	朝霞市	2,828	2,456	2,756	2,694	2,126
		志木市	396	470	302	302	462
		和光市	769	783	667	693	703
		新座市	1,126	1,146	977	1,032	1,011
		富士見市	474	480	455	411	409
		ふじみ野市	1,729	1,730	1,413	1,558	1,661
		三芳町	1,163	1,344	1,038	1,106	974
春日部	3,704	春日部市	3,526	3,426	3,254	3,056	3,136
		松伏町	178	177	140	140	202
草加	4,293	草加市	2,347	2,280	2,201	2,027	2,060
		八潮市	645	650	583	599	551
		三郷市	975	1,033	959	785	871
		吉川市	326	340	283	341	255
鴻巣	6,739	鴻巣市	1,592	1,612	1,436	1,639	1,192
		上尾市	3,042	2,815	2,489	2,501	3,158
		桶川市	547	603	435	530	505
		北本市	365	403	352	347	282
		伊奈町	1,193	1,071	1,054	1,100	1,045
東松山	5,413	東松山市	2,660	2,742	2,325	2,264	2,535
		滑川町	577	624	528	576	447
		嵐山町	519	575	419	480	496
		小川町	552	541	520	458	505
		川島町	526	498	540	535	338
		吉見町	338	238	385	265	260
		ときがわ町	138	149	126	134	116
		東秩父村	103	106	90	84	107

保健所	管轄別	市町村	令和7年度 目標人数	令和6年度 目標人数	令和5年度 受付実績	令和4年度 受付実績	令和3年度 受付実績
坂戸	2,967	坂戸市	1,186	1,183	1,024	1,103	904
		鶴ヶ島市	987	1,148	706	900	1,042
		毛呂山町	518	551	430	470	492
		越生町	150	133	150	121	137
		鳩山町	126	96	151	118	73
狭山	10,880	所沢市	1,483	1,376	1,453	1,140	1,383
		飯能市	2,709	2,459	1,555	1,486	1,408
		狭山市	1,660	1,498	2,389	2,394	2,402
		入間市	2,682	2,659	2,457	2,471	2,329
		日高市	2,346	2,372	2,047	2,048	2,189
加須	7,495	行田市	1,500	1,428	1,451	1,306	1,262
		加須市	2,562	2,402	2,511	2,038	2,314
		羽生市	3,433	3,635	2,968	3,217	3,013
幸手	6,444	久喜市	2,935	2,996	2,634	2,494	2,732
		蓮田市	878	808	812	831	712
		幸手市	1,228	1,273	1,149	1,010	1,133
		白岡市	474	322	365	368	353
		宮代町	404	384	530	331	412
		杉戸町	525	546	456	500	454
熊谷	8,118	熊谷市	4,225	4,154	3,616	4,104	3,597
		深谷市	3,081	2,943	2,881	2,950	2,420
		寄居町	812	691	986	622	570
本庄	5,229	本庄市	3,284	3,113	2,998	2,975	2,825
		美里町	414	316	420	464	230
		神川町	402	318	356	364	362
		上里町	1,129	1,191	891	1,176	959
秩父	3,597	秩父市	2,778	2,584	2,530	2,653	2,259
		横瀬町	182	194	147	172	173
		長瀬町	158	146	151	127	150
		皆野町	180	169	141	186	160
		小鹿野町	299	255	331	238	236

保健所	管轄別	市町村	令和7年度 目標人数	令和6年度 目標人数	令和5年度 受付実績	令和4年度 受付実績	令和3年度 受付実績
さいたま市	13,923	さいたま市	13,923	13,957	12,537	11,561	13,177
川越市	2,924	川越市	2,924	2,769	2,689	2,691	2,453
越谷市	1,697	越谷市	1,697	1,694	1,445	1,494	1,400
川口市	3,139	川口市	3,139	3,183	2,826	2,753	2,828

埼玉県献血推進対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国の方針に基づき、県、市町村、日本赤十字社埼玉県支部（以下「日赤支部」という。）並びに埼玉県赤十字血液センター、埼玉県赤十字血液センター日高事業所及び埼玉県赤十字血液センター熊谷出張所（以下「血液センター」という。）が、緊密な協力体制のもとに、全ての血液製剤を献血により確保することを目的とする。

(献血思想の普及)

第2条 県、市町村、日赤支部及び血液センターは、県内の機関、団体及び県民に対し、献血が相互扶助の精神のもとに、善意無償の血液を提供する行為であり、かつ、県民の医療の確保と福祉の増進に欠くことのできないものであることの理解を得るよう普及徹底に努めるものとする。

(県)

第3条 県は、献血制度の適正な運営の確保を図るため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 献血推進のための施策の策定
- (2) 献血推進協議会の開催
- (3) 献血計画の策定及び推進
- (4) 献血思想の普及
- (5) 「愛の血液助け合いの集い」の開催及び献血功労団体等の顕彰
- (6) 市町村等の献血組織の育成指導
- (7) 献血受け入れ体制の整備
- (8) 血液センターの育成指導
- (9) 献血に関する情報の収集
- (10) 関係機関との献血推進に関する連絡調整
- (11) その他献血の推進に関し必要と認める事項

2 保健所は、管内の市町村及び関係機関等と緊密に連携して献血制度の推進を図るため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 献血推進連絡会議の開催
- (2) 献血思想の普及を図るための広報資料の作成配布
- (3) 新規献血団体の開拓
- (4) 管内市町村、関係機関等との献血推進に関する連絡調整
- (5) 管内市町村等の献血組織の育成指導
- (6) 献血に関する相談指導
- (7) その他献血の推進に関し必要と認める事項

(市町村)

第4条 市町村は、地域の住民、団体等に対し、献血思想の普及と献血者の確保に努めるものとする。

(日赤支部)

第5条 日赤支部は、献血制度の円滑な推進を図るため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 献血思想の普及
- (2) 献血グループ組織等の育成
- (3) 献血受け入れ体制の整備
- (4) その他献血の推進に関し必要と認める事項

(血液センター)

第6条 血液センターは、県内における血液製剤の需要に関して、常に県、市町村、日赤支部及びその他の関係機関等と緊密に連携して、献血の受け入れ及び供給に万全を期するものとし、次に掲げる事業を行う。

- (1) 献血計画に関する基礎資料の作成
- (2) 年間計画採血予定表の作成
- (3) 献血の受け入れ、血液製剤の製造及び供給
- (4) 血液製剤の需給調整
- (5) 血液に関する資料の作成、提供
- (6) 血液製剤に関する調査、研究
- (7) 献血に関する相談指導
- (8) 献血者登録制度の推進
- (9) 献血に関する諸報告の作成
- (10) その他献血の推進に関し必要と認める事項

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、献血の推進に関し必要な事項は、第1条の関係機関が協議して定める。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

埼玉県献血推進協議会要綱

(設置)

第1条 献血の普及啓発並びに献血者の組織化を図るとともに献血制度の適正な運営を確保するため、埼玉県献血推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから保健医療部長が選任した者（以下「委員」という。）20人以内をもって構成する。

(1)学識経験者

(2)関係団体の代表者

(3)関係行政機関の職員

(4)その他適当と認められる者

2 協議会に、副会長若干人を置く。

(会長及び副会長)

第3条 会長及び副会長は委員の互選によることとする。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位により副会長がその職務を代理する。

(幹事)

第4条 協議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、会長が選任し協議会の事務を行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の所掌事務)

第6条 委員は、次に掲げる事項について協議する。

(1)血液に対する正しい知識の啓発に関すること。

(2)献血の普及啓発に関すること。

(3)献血組織の育成に関すること。

(4)輸血用血液製剤等の需給に関すること。

(5)その他献血制度の推進に関すること。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し主宰する。

2 委員が会議に出席できない場合は、それに代わる関係者が代理に出席することができる。

(部会)

第8条 会長は、協議会の意見に基づき、必要に応じて特定の事項ごとに部会を設けることができる。

2 部会は、協議会の委員若干人をもって組織し、委員は会長が指名する。

3 部会に部会長1人を置き、部会委員の互選によって定める。

4 部会の会議は、部会長が招集する。

5 部会長は、部会の会議を主宰し、会務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(事務局)

第10条 協議会に事務局を置く。

2 事務局は、埼玉県保健医療部薬務課に置く。

3 協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

附則

この要綱は、昭和39年12月1日から施行する。

一部改正 昭和45年2月25日

一部改正 昭和55年2月15日

一部改正 昭和58年2月9日

一部改正 平成2年12月12日

一部改正 平成10年4月13日

一部改正 平成13年3月29日

一部改正 平成14年10月16日

一部改正 平成17年4月1日

一部改正 平成21年9月1日

一部改正 平成22年9月27日

県内の献血ルーム

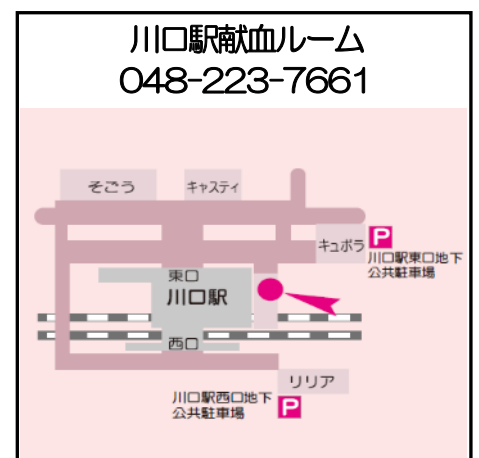
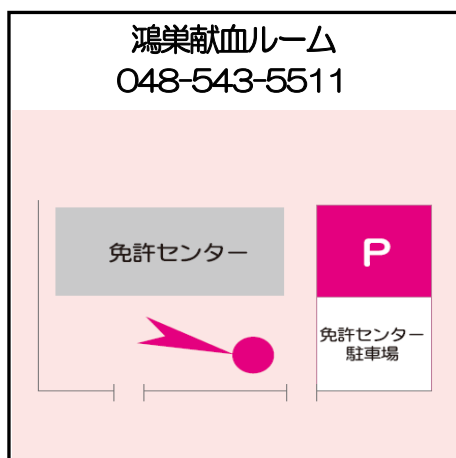
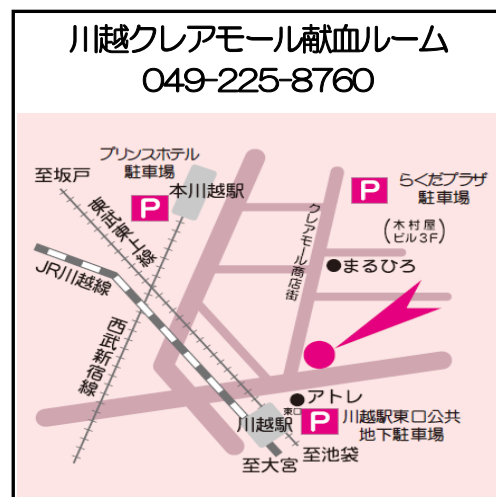
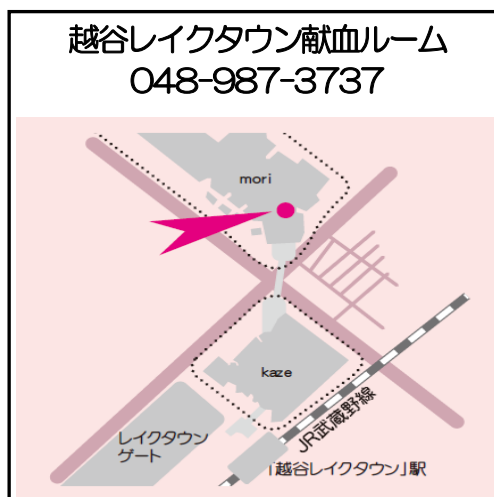
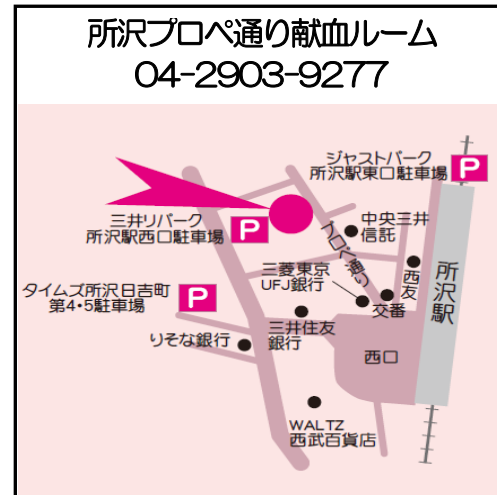
名称	所在地及び電話番号	受付時間		休業日
		全血献血	成分献血	
大宮献血ルーム ウエスト	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 2-4-1 DOM PARTⅢ 5、6階 電話 048-658-5757	9時00分から 17時45分	9時00分から 16時15分	年末年始（臨時開所あり）
所沢プロペ通り 献血ルーム	〒359-1123 所沢市日吉町 10-19 Tokorozawa ex 2階 電話 04-2903-9277	9時15分から 13時、 14時から 17時00分	9時15分から 12時30分、 14時から 16時00分	年末年始（臨時開所あり）
越谷レイクタウン 献血ルーム	〒343-0828 越谷市レイクタウン 3-1-1 イオンレイクタウン mori 1階 電話 048-987-3737	10時から 17時30分	10時00分 から 16時30分	年末年始（臨時開所あり）
川越クレアモール 献血ルーム	〒350-1122 川越市脇田町 4-2 ドン・キホーテ 川越東口店 4階 電話 049-225-8760	9時45分から 17時30分	9時45分から 12時30分、 14時から 16時30分	年末年始（臨時開所あり） 及びビル休館日
鴻巣献血ルーム	〒365-0028 鴻巣市鴻巣 405-4 埼玉県運転免許センター内 電話 048-543-5511	8時45分から 13時、 14時から 16時30分	/	土曜・祝日及び年末年始
熊谷駅献血ルーム	〒360-0037 熊谷市筑波 2-112 JR 熊谷駅構内 電話 048-525-8802	9時15分から 13時、 14時から 17時00分	9時15分から 12時30分、 14時から 16時00分	火曜日（祝日は開所）及び 年末年始（臨時開所あり）
川口駅献血ルーム	〒332-0017 川口市栄町 3-1-24 川口駅東口ビル 3階 電話 048-223-7661	9時45分から 13時、 14時から 17時30分	9時45分から 12時30分、 14時から 16時30分	年末年始（臨時開所あり）

※令和 7 年 10 月 1 日現在

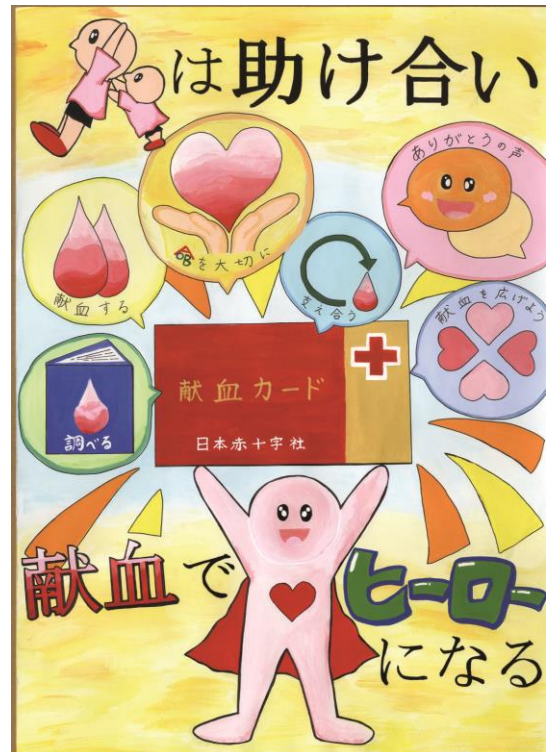


※ ルーム情報はこちらからもご覧いただけます。
https://www.bs.jrc.or.jp/ktks/saitama/place/m1_01_00_index.html

県内献血ルームの地図



※令和7年10月1日現在



献血推進ポスターコンクール
令和6年度の応募状況等

応募総数：318
(応募中学校数：47)

【入選区分】

埼玉県知事最優秀賞：1
埼玉県知事優秀賞：3
埼玉県保健医療部長賞：20
埼玉県赤十字血液センター所長賞：22

令和6年度献血推進ポスターコンクール 埼玉県知事賞優秀賞受賞作品



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

令和6年度 埼玉県血液事業

令和7年10月発行

編集・発行 埼玉県保健医療部薬務課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1